

岡山県 社会的養育推進計画



2025(令和7)年3月

社会的養育を必要とする すべての子どもたちのために



すべての子どもは、子どもの権利条約の精神にのっとり、福祉を等しく保障される権利を有しています。支援を必要とする子どもたちが、子どもを中心とした、きめ細かで質の高い支援を受けられる社会を築いていくことは、岡山県の児童福祉の伝統であり、私たちの重要な役割でもあります。

このため、岡山県では、子どもが権利の主体であることや子どもの「家庭養育優先原則」を明確化した 2016 年の児童福祉法改正、また、この改正法の理念を具体化するため国の検討会において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を受け、2020 年に「岡山県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの最善の利益を実現するための取組を進めてきたところです。

その後、2022 年に改正された児童福祉法において、家庭や子どもの養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置が講じられたことから、これらを踏まえ、目標の実現に向けた今後の取組や、計画の進捗管理に活用する指標を改めて定めるなど、計画の見直しを行いました。

今後も引き続き、県民の皆さまとともに、子どもの福祉に携わる関係者や関係機関が一丸となってこの計画を推進し、一人ひとりの「意見を聴かれる権利」が保障される環境の整備を通じて、子どもの参加が実現され、社会的養育を必要とするすべての子どもが、家庭や家庭に近い環境で、虐待等を受けることなく、愛情に包まれながら健やかに育ち、将来、社会で自立した生活を送ることができる岡山県づくりに取り組んでまいりたいと存じますので、皆さま方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 7 (2025) 年 3 月

岡山県知事 伊原本 隆太

目次

第1章 社会的養育推進計画に関する基本的事項.....	1
1 計画作成の趣旨	
2 計画の基本理念	
3 計画の実施期間	
4 基本目標	
5 計画の位置づけ	
第2章 子ども・若者からの意見	4
1 子ども・若者が望む未来の姿	
2 子ども・若者の声	
第3章 岡山県の社会的養育の状況.....	5
第1節 社会的養育の現状	5
1 管内の状況	
2 児童虐待等の現状	
3 社会的養育の現状	
第2節 児童福祉の人材の確保と資質の向上	10
1 市町村及び児童相談所の児童福祉専門職員数	
第3節 社会的養護の状況	12
1 岡山県における社会的養護の歴史	
2 社会的養護を支える資源	
3 乳児院及び児童養護施設における専門職員数	
4 代替養育を必要とする子どもの数	
5 自立支援を必要とする社会的養護経験者数	
第4節 求められる姿（変化・基本的方向性）	17
1 国内外の動向	
2 岡山県と岡山市の動向と基本的方向性	
第4章 社会的養育推進に向けての目標及び取組.....	19
第1節 基本目標 子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシ ステムの構築.....	19
1 現 状	
2 課 題	
3 目 標（5年後の目指すべき姿）	
4 実現に向けた取組	
第2節 基本目標 子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体 制強化	23
1 現 状	
2 課 題	

3	目 標（5年後の目指すべき姿）	
4	実現に向けた取組	
第3節	基本目標	子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童 相談所の機能強化 27
1	現 状	
2	課 題	
3	目 標（5年後の目指すべき姿）	
4	実現に向けた取組	
第4節	基本目標	子どもが永続的に安定した養育環境で育つ支援体制の充実 32
1	現 状	
2	課 題	
3	目 標（5年後の目指すべき姿）	
4	実現に向けた取組	
第5節	基本目標	里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築 35
1	現 状	
2	課 題	
3	目 標（5年後の目指すべき姿）	
4	実現に向けた取組	
第6節	基本目標	乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開 と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化 38
1	現 状	
2	課 題	
3	目 標（5年後の目指すべき姿）	
4	実現に向けた取組	
第7節	基本目標	社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活 を送る力が発揮できるための自立支援の推進 43
1	現 状	
2	課 題	
3	目 標（5年後の目指すべき姿）	
4	実現に向けた取組	
第5章	計画の進捗状況の確認と計画の見直し、施策推進のための広報	46
1	計画の進捗状況の確認	
2	進捗状況を踏まえた計画の見直し	
3	岡山県社会的養育推進計画に基づく各種施策の推進のための広報の実施	
○前計画の達成見込み及び要因分析.....		47
○指標（現状と年度ごとの目標）		49

岡山県社会的養育推進計画

第1章 社会的養育推進計画に関する基本的事項

この計画は、国内外の動向を踏まえながら、岡山県の児童福祉の根幹となる「子ども中心」の理念を基盤として、子ども一人ひとりが家庭において健やかに育まれることを第一に、家庭で暮らせない場合であっても、永続的に安定した養育環境と親や家族、友人、支援者等との関係性が保障されるよう、きめ細やかで質の高い支援や養育の提供を通じて、すべての子どもが個人として尊重され、幸せに生きることを目指し、社会的養育の充実を図るための計画です。

1 計画作成の趣旨

国際的な動向としては、1948（昭和23）年、世界人権宣言が採択され、すべての人が誰からも侵されることのない人間としての権利（人権）を生まれながらに持っていることが表明されました。また、1989（平成元）年には、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が国連において採択され、18歳未満の子どもを権利の主体と位置づけ、大人と同様、一人の人間としての権利（人権）を認めるとともに、保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めました。「差別の禁止」、「最善の利益の原則」、「生きる権利、育つ権利の保障」、「意見を聴かれる権利」を原則としています。さらに、子どもの権利条約を踏まえ、2009（平成21）年には、児童の代替養育に関する指針が国連で採択され、社会的養育を必要とする子どもたちの最善の利益を確保するため、「家庭養育の優先」、「パーマネンシー保障¹」、「代替養育の原則」等が示されました。

国は、2016（平成28）年の児童福祉法等の改正において、1994（平成6）年に批准した子どもの権利条約を法の理念として明記し、子どもを権利の主体として位置づけました。そして、実親による家庭での養育の支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する「家庭養育優先」の原則を規定し、実親による養育が困難であれば、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組や里親による養育を推進することを明確化しました。

この改正法の理念を具体化することを目的として、国において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」の実現を図るため、2020（令和2）年3月、岡山県と岡山市では、「岡山県家庭的養護推進計画」（2015（平成27）年度～2029（平成41）年度）を全面的に見直して、「岡山県社会的養育推進計画」を策定しました。

その後、2022（令和4）年の児童福祉法等の改正では、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、

¹ 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、市町村における子育て家庭への支援の充実等の措置が講じられました。

この法改正等を踏まえ、岡山県と岡山市は、これまでの取組を振り返り、目標の実現に向けた今後の取組や、計画の進捗管理に活用する指標を改めて定めるなど、社会的養育推進計画の見直しを行いました。

なお、計画の見直しにあたっては、当事者である子ども・若者から直接意見を聴き、意見の反映を目指しました。（第2章に掲載）

2 計画の基本理念

社会的養育を必要とするすべての子どもが、一人ひとりの「意見を聴かれる権利」が保障される環境の整備を通じて、子どもの参加が実現され、家庭や家庭に近い環境で、虐待等を受けることなく、愛情に包まれながら健やかに育ち、将来、社会で自立した生活を送ることができるよう、子どもとその家族を含む、子どもの福祉に携わる関係者や関係機関等が、全員で取り組みます。

3 計画の実施期間

この計画の実施期間は、2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標年度とする5年間とします。

4 基本目標

この計画では、基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を掲げています。

社会的養育を推進する上で、子どもの権利の実現がすべての基盤になります。実現にあたっては、子どもの権利条約第12条にある「意見を聴かれる権利」を保障し、子どもが支援等に参加できるシステムを構築することが必要になります。支援の最初から最後まで一貫して、子どもの意見を聴き、子どもとともに活動します。

また、子どもが住み慣れた地域で、親や家族、友人等とともに家庭で暮らせるよう、まずは、市町村を中心に地域の中で支援を行うことが求められます。子どもの最善の利益の観点から、家庭で暮らすことができない場合、児童相談所を中心に、子どもが置かれた状況を適切にアセスメント²し、子ども一人ひとりに応じた家庭的な養育環境を選択するとともに、里親や施設等子どもの養育環境を整え、永続的で安定した質の高い養育が提供できるよう環境整備をしていくことが必要となります。子どもが永続的で安定した養育環境や特定の養育者との関係性を保障されるよう支援するとともに、子どもの将来を見通し、継続的な自立支援を行います。

² どのような支援をしていくのかを明らかにするために、子どもとその家族の状態像を捉えること。

目 標	
1	子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築
2	子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化
3	子どもの権利を守るためのソーシャルワーク ³ の中核を担う児童相談所の機能強化
4	子どもが永続的に安定した養育環境で育つ支援体制の充実
5	里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築
6	乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化
7	社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進

5 計画の位置づけ

この計画は、地域で支援を必要としている子どもとその家族から、地域を離れて、里親や乳児院及び児童養護施設等で生活をしている子どもとその家族までを対象に、一人ひとりの子どもを、きめ細かに支援できる社会資源として、子どもの福祉施策の役割やそれに携わる関係者や関係機関等の機能の変化等を進めるための計画であり、県と岡山市が共同で策定しています。

この計画は、以下の計画（2025（令和7）年度～2029（令和11）年度）とも連動しています。

（岡山県）

・「岡山いきいき子ども・若者プラン 2025」

（岡山市）

・「岡山市こども計画」

³ 社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくこと。なお、ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福のこと。

第2章 子ども・若者からの意見

1 子ども・若者が望む未来の姿

- ・ 施設にいる子どもたちは、一人ひとりが、一般家庭で生活できるようになってほしい。それを受け入れることができる環境がもっともっと整ってほしいと思う。
- ・ それぞれの施設で意見を出し合い、話し合うことで、今施設で生活している子どもたちが、辛い思いをしないようになっていけば良い。良かったことで埋め尽くされる生活ができるように改善されていくことが楽しみだ。
- ・ 昔の人の考え方が間違っている訳ではないが、子どもや若者の意見表明により今の考えが反映され、これから若い人達が社会で活躍していけるような環境になった方が良い。

2 子ども・若者の声

(1) 里親家庭で育っている子ども・若者

- ・ 今の自分の日常生活の当たり前を教えてくれたところで、悪いことはなかった。よく育ててくれたなと思う。
- ・ 困っていることはない。楽しい。このままでいい。幸せだ。
- ・ 普通の家族ではないけれど、周りの人と同じような生活ができているから良い。
- ・ みんな平等に扱ってくれる。安心できる。勉強しやすい。話しかけやすい。
- ・ 困っていたら、自分から言わなくても、すぐに気付いて、気に掛けてくれる。
- ・ 里親家庭にいる時は、一緒に様々な所へ出かけたり、一緒にご飯を食べたりした時間が、今思うとかけがえのない幸せな時間だった。一緒に過ごす時間はとても多かったし、きっと意識的に大切にしてくれていたのではないかなと思う。自分のしたいと思うことを尊重してもらえたことが何よりも幸せだったと感じている。

(2) 児童養護施設で育っている子ども・若者

- ・ 施設全体で行うイベントが楽しかった。普段では味わえない経験ができる。
- ・ 色々な年齢の人と関われるところがいい。年が近く、友だちという感覚になる。
- ・ ルールや決まりをしっかり教えてくれるから、社会に出た時に困らない。
- ・ 施設から出た後も、心配して連絡してくれる職員がいて本当に心強かった。
- ・ 一人暮らしになったら支払いが不安。生活を一人で全部できるか不安。

(3) 社会的養護のもとで育った若者

- ・ 社会に出て困った時、気楽に相談できる環境づくりは大切だ。
- ・ 施設にいた時、信頼でき、相談できる人をもっとつくっておいた方が良かった。
- ・ 実親の詳細を知る方法が知りたかった。高校の頃に、同じような境遇（里親家庭で暮らしている）の人の情報がわかれば知りたかった。
- ・ 大人数での暮らしでは人との距離感がわからない。そこを教えることが大切だ。
- ・ 電車の乗り方、引っ越しの手続き等、普通なら知っていると思うことができていなかった。小さい時からもっと社会経験ができれば良い。
- ・ 進学の手続き、電気代、水道代、冠婚葬祭のマナー等も勉強できると良い。

第3章 岡山県の社会的養育の状況

第1節 社会的養育の現状

1 管内の状況

(1) 市町村数、面積

各児童相談所の管内の市町村数は、倉敷児童相談所（7市3町）と津山児童相談所（3市5町2村）が同数となっており、次いで中央児童相談所（4市2町）となっています。また、管内面積については、県北部で山間部が多い津山児童相談所が最も広がっています。

区 分	岡山県所管			岡山市所管	計
	中央児童 相談所	倉敷児童 相談所	津山児童 相談所	こども総合 相談所	
市町村数	6	10	10	1	27
面 積	1,109.53 km ²	2,464.52 km ²	2,743.30 km ²	789.95 km ²	7,107.3 km ²

（出典：2020（R2）国勢調査）

(2) 人口、児童人口

児童相談所管内の人口については、倉敷児童相談所がもっとも多くなっており、次いで岡山市こども総合相談所となっています。また、児童人口（18歳未満人口）については、岡山市こども総合相談所が最も多くなっています。

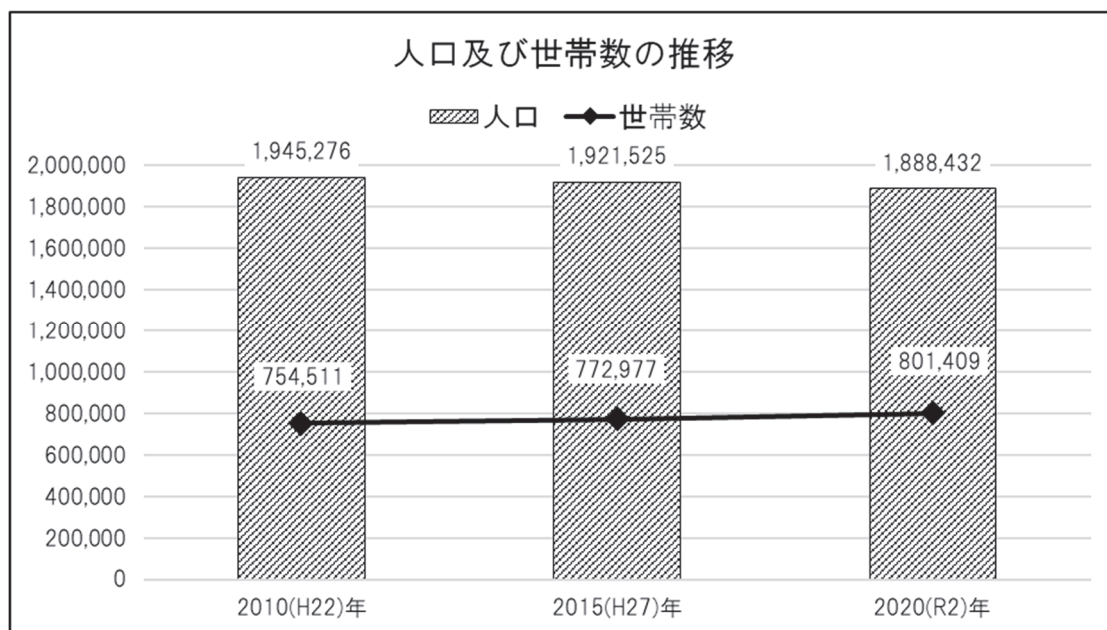
（単位：人）

区 分	岡山県所管			岡山市所管	計
	中央児童 相談所	倉敷児童 相談所	津山児童 相談所	こども総合 相談所	
人 口	192,069	754,749	216,923	724,691	1,888,432
児 童 人 口	25,750	110,459	32,185	112,765	281,159

（出典：2020（R2）国勢調査）

(3) 人口及び世帯数の推移

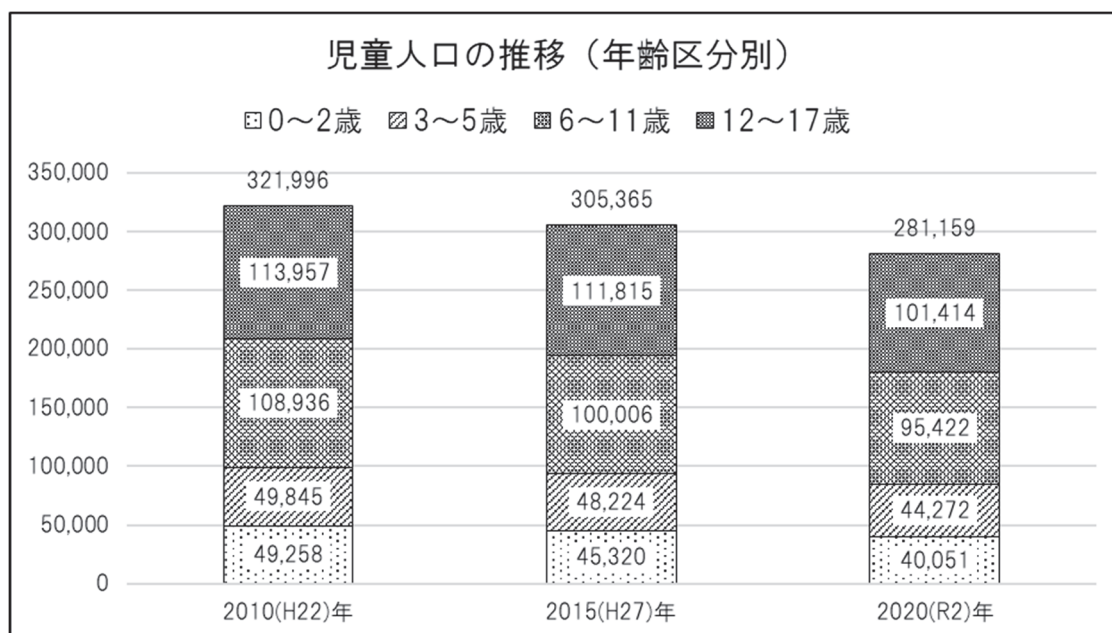
人口は、2010（平成 22）年から 2020（令和 2）年までの 10 年間で約 57,000 人（2.9%）減少している一方で、世帯数は約 47,000 世帯（6.2%）増加しています。



（出典：国勢調査）

(4) 児童人口の推移（年齢区分別）

児童人口は、2010（平成 22）年から 2020（令和 2）年までの 10 年間で約 41,000 人（12.7%）減少しており、児童人口の減少が人口の減少に大きく影響していると見られます。

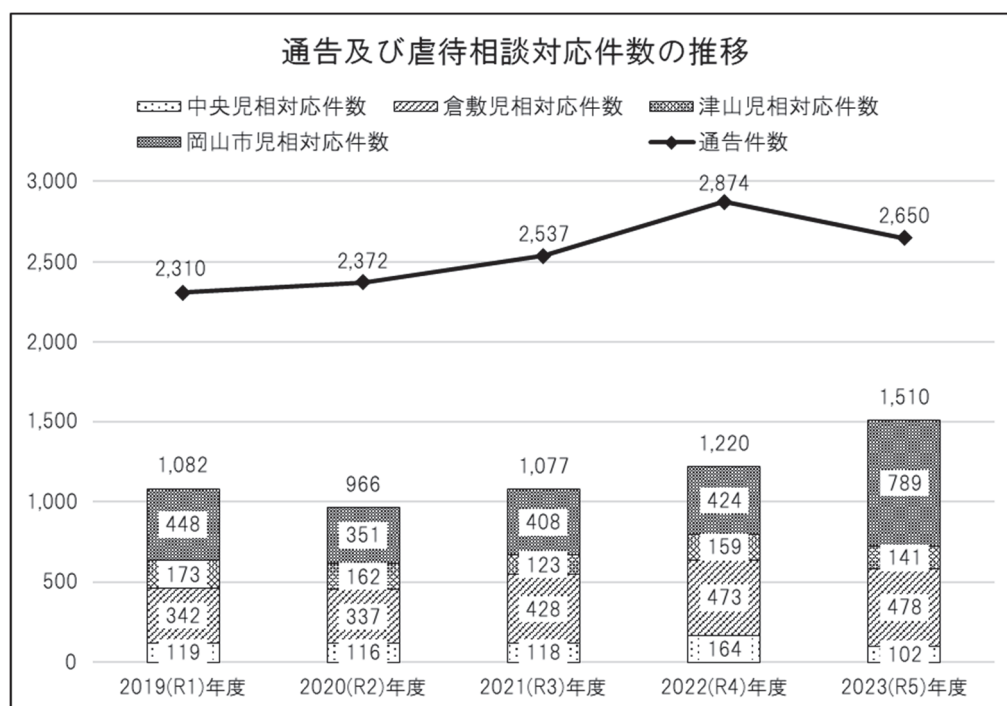


（出典：国勢調査）

2 児童虐待等の現状

(1) 児童相談所における通告及び虐待相談対応件数の推移

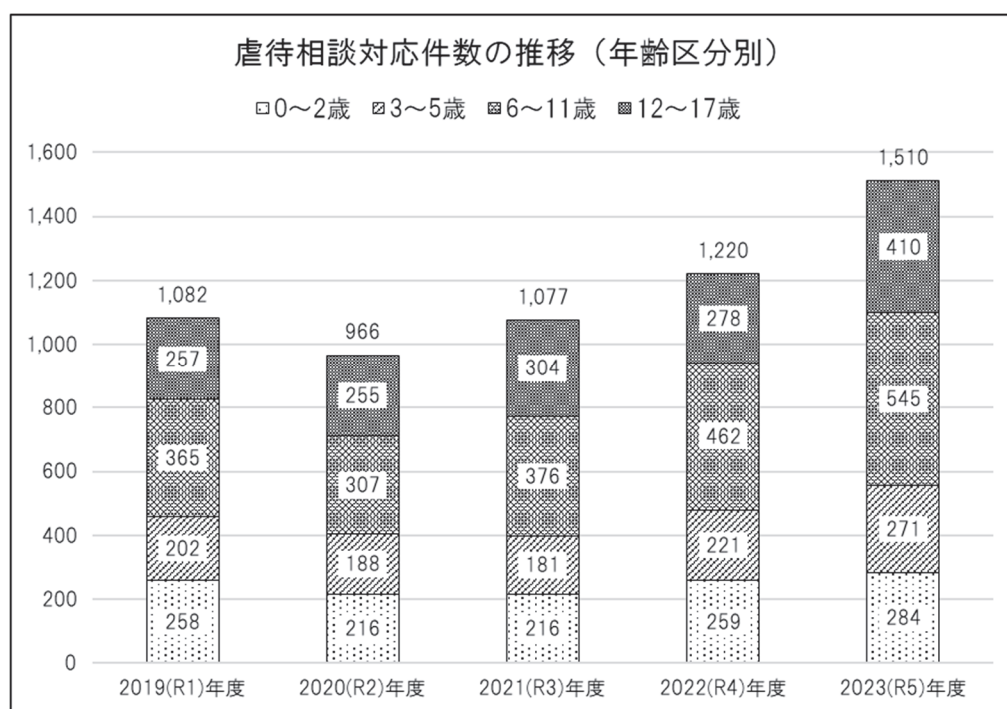
通告件数は増加しており、虐待相談対応件数も増加傾向にあります。



(出典：福祉行政報告例)

(2) 児童相談所における虐待相談対応件数の年齢区分別推移

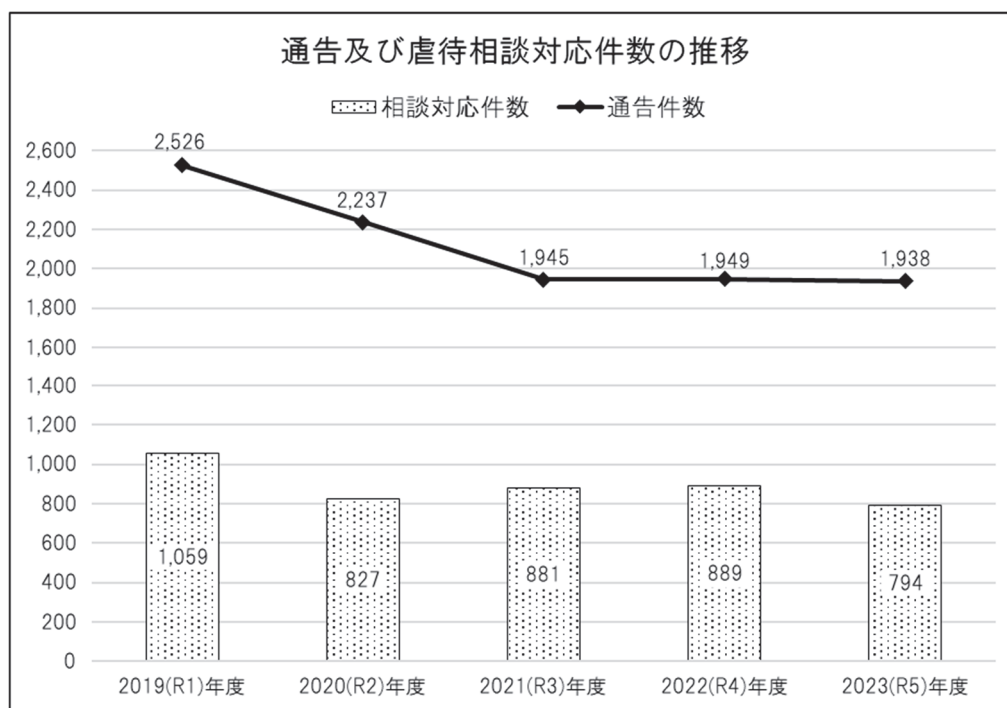
年齢区分別に見ると、12～17歳の相談対応件数が2019（令和元）年度から2023（令和5）年度までの5年間で59.5%と最も増加しています。



(出典：福祉行政報告例)

（３）市町村における通告及び虐待相談対応件数の推移

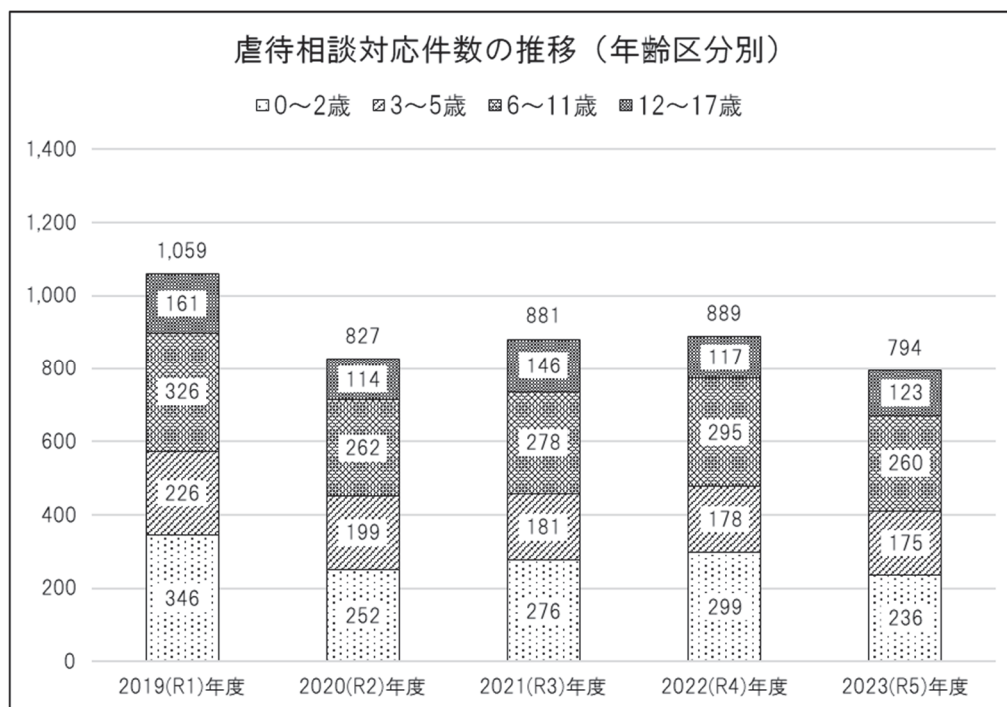
通告件数は2021（令和3）年度以降、横ばいとなっており、虐待相談対応件数は800件前後で推移しています。



（出典：福祉行政報告例）

（４）市町村における虐待相談対応件数の年齢区分別推移

年齢区分別に見ると、0～2歳及び6～11歳の割合が高くなっています。



（出典：福祉行政報告例）

3 社会的養育の現状

(1) こども家庭センターの設置市町村数

2022（令和4）年改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされました。2024（令和6）年4月1日現在、県内では10市町が設置しています。

(2) 要保護児童対策地域協議会の設置市町村数

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に基づいて、虐待を含む様々な課題を抱え、何らかの支援や保護を必要とする子どもとその家族や妊婦を早期に発見して、適切な支援や保護等を実施するため、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うことを目的とした協議会です。現在、岡山県を含む、県内すべての市町村が設置しています。

○要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童数等
（2024（令和6）年4月1日現在）

（単位：人）

	岡山市以外の市町村	岡山市
要保護児童数	1,453	899
要支援児童数	1,424	1,025
特定妊婦数	138	33

(3) 家庭支援事業

2022（令和4）年改正児童福祉法において、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業である子育て短期支援事業等とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置づけられました。

（家庭支援事業の種類）

- ①子育て短期支援事業 ②養育支援訪問事業 ③一時預かり事業
- ④子育て世帯訪問支援事業 ⑤児童育成支援拠点事業
- ⑥親子関係形成支援事業

第2節 児童福祉の人材の確保と資質の向上

1 市町村及び児童相談所の児童福祉専門職員数

(1) 市町村要保護児童対策地域協議会の専門職員（調整担当者）数

2024（令和6）年4月1日現在で、県内の市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置が義務付けられている専門職員（調整担当者）数は82人となっています。

（単位：人）

市町村名		専門職員数	市町村名		専門職員数
岡山市	市	17	和気町		2
	北区	6	早島町		2
	中区	3	里庄町		2
	東区	2	矢掛町		2
	南区	6	新庄村		1
倉敷市		14	鏡野町		2
津山市		2	勝央町		1
玉野市		2	奈義町		1
笠岡市		5	西栗倉村		1
井原市		1	久米南町		2
総社市		3	美咲町		2
高梁市		3	吉備中央町		1
新見市		5	計		82
備前市		1			
瀬戸内市		1			
赤磐市		2			
真庭市		3			
美作市		1			
浅口市		3			

（２）児童相談所における児童福祉司及び児童心理司

① 児童福祉司

- ・ 全国の児童相談所が、子ども虐待相談に対応した件数は急増しており、2022（令和４）年度は、219,170 件（速報値）となっています。こうした状況を踏まえ、国では 2022（令和４）年 12 月に、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、2026（令和８）年度までに全国で児童福祉司を 1,610 人程度増員することなどを目標に掲げ、児童相談所の体制強化を進めていくこととしています。
- ・ 児童相談所で、子どもとその家族等から子どもの福祉に関する相談に応じるなどの役割を担う児童福祉司は、児童福祉法等に基づき、現在は、管内人口当たり 3 万人に 1 人の配置とすることが標準とされています。「里親養育支援児童福祉司」は、里親の養育支援を行う児童福祉司で、各児童相談所に 1 名の配置、「市町村支援児童福祉司」は、市町村を支援するための児童福祉司で、30 市町村に 1 名、政令指定都市においては市に 1 名の配置とされています。

② 児童心理司

- ・ 児童相談所で、心理学の専門知識に基づき、心理判定をはじめ心理的支援業務等の役割を担う児童心理司は、児童福祉司 2 名につき 1 名の配置とされています。国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」では、2026（令和８）年度までに全国で児童心理司を 950 人程度増員することが目標とされています。

（３）児童相談所における児童福祉司及び児童心理司数

2024（令和 6）年 4 月 1 日現在で、県内の児童相談所に配置されている児童福祉司数は 79 人、児童心理司数は 42 人となっています。

（単位：人）

区 分	児童福祉司			児童心理司
		うち里親支援	うち市町村支援	
岡 山 県	45	3	1	24
岡 山 市	34	1	1	18

（出典：子ども家庭課調べ）

第3節 社会的養護の状況

1 岡山県における社会的養護の歴史

岡山県の社会的養護の歴史は古く、奈良時代に岡山県出身の和気清麻呂の姉である和気広虫が、多くの孤児を引き取って養子として育てたのが、記録に残る日本での最初の里親と言われています。近代では、明治時代に岡山孤児院を創設した石井十次や、家庭学校を創設した留岡幸助の活動がよく知られています。また、大正時代には、民生委員のルーツである済世顧問制度が笠井信一知事によって創設され、1930(昭和5)年10月現在で721件の社会事業⁴が展開されていました。

現在、県内14施設ある社会的養護関係施設のうち、8施設の創立年が戦前で、そのうちの7施設が済世顧問の実践した社会事業と関連があり、現在に至るまで、伝統を引継ぎながら、岡山県の社会的養護を支え続けています。

施設名	創立年	創立母体等	済世顧問 制度関係	認可年
あさひがわにゅうじいん 旭川乳児院	1956(昭和31)	(財)旭川荘		1957(昭和32)
おかやまみそのこども いえ 岡山聖園子供の家	1920(大正9)	聖心の布教姉妹会(旧聖心愛子会)→2008(平成20)みその児童福祉会へ		2008(平成20)
わかまつえん 若松園	1896(明治29)	岡山慈恵会→1898(明治30)備作恵済会へ	顧問 (教育者)	1948(昭和23)
なんやいくせいえん 南野育成園	1914(大正3)	南野学園	顧問 (篤志家)	1949(昭和24)
わかばえん わかば園	1949(昭和24)	金光教美伯教会		1949(昭和24)
てんしんりょう 天心寮	1915(大正4)	母の会→1921(大正10)鳥取上村小児保護協会へ	顧問 (医師)	1949(昭和24)
ぜんりんかん 善隣館	1946(昭和21)	岡山市国民学校合宿教育所		1950(昭和25)
みのりえん みのり園	1933(昭和8)	(財)豊野村教化団体施設事業助成会	顧問関与 (医師)	1950(昭和25)
しんてんちいくじいん 新天地育児院	1950(昭和25)	キリスト教乳児預かり所		1955(昭和30)
りっしょうあおばがくえん 立正青葉学園	1926(大正15)	日蓮宗妙勝寺 「津山報恩無料宿泊所」	顧問関与 (僧侶)	1955(昭和30)
ひげんいん 悲眼院	1914(大正3)	真言宗医療社会事業	顧問 (僧侶)	1950(昭和25)
たましまがくえん 玉島学園	1957(昭和32)	岡山県立操南学園 (成徳学校内併設)		1962(昭和37)
つしまじどうがくえん 津島児童学院	1962(昭和37)	中央児童相談所内に開設		1962(昭和37)
せいとくがっこう 成徳学校	1888(明治21)	私立岡山感化院→1909(明治42)備作恵済会 三門学園へ	顧問関与 (教育者)	1948(昭和23)

(出典：1963(S38)年6月 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 発行『児童収容施設の栞』を基に子ども家庭課が作成)

⁴ 出典：1983(S58)年5月10日 現代岡山県社会福祉事業史編集委員会 編『現代岡山県社会福祉事業史』

2 社会的養護を支える資源

2024（令和6）年4月1日現在で、県内の社会的養護を支える資源は、里親登録数が303組、児童養護施設と乳児院が12か所、児童自立生活援助事業所がⅠ型とⅢ型合わせ9か所、児童家庭支援センターが3か所、児童相談所が4か所、市町村要保護児童対策地域協議会が全市町村設置となっています。

市町村要保護児童対策地域協議会は、子どもが里親の委託や乳児院及び児童養護施設等を利用することになっても、子どもが安定して元の地域で生活ができるように、子どもや親、その家族を継続的に支援する役割も担っています。

区 分	県所管	岡山市所管	倉敷市所管	合 計
里親登録数(組)	180	123		303
ファミリーホーム数	6	2		8
児童養護施設数	6	5		11
乳児院数		1		1
児童心理治療施設数		1		1
児童自立支援施設数	1			1
福祉型障害児入所施設数	1	2		3
医療型障害児入所施設数	1	2		3
母子生活支援施設数		1	1	2
児童自立生活援助事業所Ⅰ型数 ⁵	4	3		7
児童自立生活援助事業所Ⅲ型数 ⁶	2			2
児童家庭支援センター数	2	1		3
児童相談所数	3	1		4
要保護児童対策地域協議会数	県及び全市町村に設置			

児童心理治療施設、児童自立支援施設については、今後、国において、多機能化・高機能化の在り方について検討を重ね、施設の運営等についての方向性を示すこととされています。

また、福祉型障害児入所施設等、障害のある子どもへの支援については、障害児福祉計画等と整合性を図っていきます。

3 乳児院及び児童養護施設における専門職員数

2024（令和6）年4月1日現在で、乳児院と児童養護施設で働く専門職員数は、231人となっています。

（単位：人）

直接処遇職員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	里親支援専門相談員	心理療法担当職員	その他（看護師等）
188	12	14	6	9	2

※小規模グループケア（地域小規模児童養護施設）担当職員は直接処遇職員に含む。

⁵ 児童自立生活援助事業所Ⅰ型…自立援助ホーム

⁶ 児童自立生活援助事業所Ⅲ型…里親、ファミリーホーム
（参考：児童自立生活援助事業所Ⅱ型…児童養護施設等）

4 代替養育を必要とする子どもの数

(1) 子どもの人口推計

子どもの数の見込みは、「日本の地域別将来推計（令和5年）」（2023（令和5）年12月 国立社会保障・人口問題研究所）を基に推計しています。県全体では、今後、5年間で約18,000人（7％）減少することが予測されています。

（単位：人）

区 分		2025	2026	2027	2028	2029
0～2歳	岡山県	20,526	20,692	20,759	20,570	20,401
	岡山市	15,420	15,481	15,476	15,366	15,504
	計	35,946	36,173	36,235	35,936	35,905
3～5歳	岡山県	22,614	21,645	20,890	20,795	20,886
	岡山市	15,849	15,443	15,234	15,260	15,190
	計	38,463	37,088	36,124	36,055	36,076
6～17歳	岡山県	112,159	109,371	106,993	104,628	101,636
	岡山市	75,461	74,817	73,657	71,728	70,313
	計	187,620	184,188	180,650	176,356	171,949
計	岡山県	155,299	151,708	148,642	145,993	142,923
	岡山市	106,730	105,741	104,367	102,354	101,007
	計	262,029	257,449	253,009	248,347	243,930

(2) 代替養育を必要とする子どもの数の見込み（乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホーム計）

年齢区分別の代替養育を必要とする子どもの数の見込みは、「(1) 子どもの人口推計」に、関連指標（児童相談所における養護相談の対応件数）の影響も取り入れた時系列分析手法で予測した「代替養育を必要とする子どもの数（子ども人口当たり）」を乗じて推計しています。県全体では、今後5年間で35人（9％）減少する見込みです。

（単位：人）

区 分		2025	2026	2027	2028	2029
0～2歳	岡山県	25	25	24	24	24
	岡山市	29	29	29	29	29
	計	54	54	53	53	53
3～5歳	岡山県	27	26	25	24	24
	岡山市	29	29	28	29	28
	計	56	55	53	53	52
6～17歳	岡山県	136	132	127	123	118
	岡山市	142	139	137	133	130
	計	278	271	264	256	248
計	岡山県	188	183	176	171	166
	岡山市	200	197	194	191	187
	計	388	380	370	362	353

(3) 里親等委託が必要な子どもの数の見込み

(2) の代替養育を必要とする子どもについて、2029（令和 11 年）年度までに乳幼児の里親等委託率を 75%、学童期以降の里親等委託率を 50%とした場合、今後 5 年間の里親等委託が必要な子どもの数の見込みは次のようになります。

(単位：人)

区 分		2025	2026	2027	2028	2029
0～2 歳	岡山県	17	18	17	18	18
	岡山市	12	14	17	20	22
	計	29	32	34	38	40
3～5 歳	岡山県	17	18	18	18	18
	岡山市	14	16	17	20	21
	計	31	34	35	38	39
6～17 歳	岡山県	59	60	60	60	59
	岡山市	43	49	55	60	65
	計	102	109	115	120	124
計	岡山県	93	96	95	96	95
	岡山市	69	79	89	100	108
	計	162	175	184	196	203

(4) 施設入所が必要な子どもの数の見込み

施設入所が必要な子どもの数の見込みは、「(2) 代替養育を必要とする子どもの数の見込み」から「(3) 里親等委託が必要な子どもの数の見込み」を差し引いた数としています。

(単位：人)

区 分		2025	2026	2027	2028	2029
0～2 歳	岡山県	8	7	7	6	6
	岡山市	17	15	12	9	7
	計	25	22	19	15	13
3～5 歳	岡山県	10	8	7	6	6
	岡山市	15	13	11	9	7
	計	25	21	18	15	13
6～17 歳	岡山県	77	72	67	63	59
	岡山市	99	90	82	73	65
	計	176	162	149	136	124
計	岡山県	95	87	81	75	71
	岡山市	131	118	105	91	79
	計	226	205	186	166	150

5 自立支援を必要とする社会的養護経験者数

19歳になる年度の4月以降も、施設等での措置延長や、児童自立生活援助事業所における支援を必要とする社会的養護経験者の見込みは次のとおりです。

(単位：人)

	2025	2026	2027	2028	2029
岡山県	6	7	5	10	8
岡山市	4	8	8	9	10
計	10	15	13	19	18

第4節 求められる姿（変化・基本的方向性）

1 国内外の動向

（1）1989（平成元）年「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、1989（平成元）年の第44回国連総会において採択されました。この条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたものです。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。日本は、1994（平成6）年に批准しました。

（2）2009（平成21）年「児童の代替養育に関する指針」

「児童の代替養育に関する指針」は、子どもの権利条約が採択されて20年目の2009（平成21）年の第64回国連総会において採択されました。この指針は、社会的養育を必要とする子どもたちの福祉を確保するために、子どもの権利条約等の国際文書に関連する規定の実施を強化することを目的として、政策及び実践の望ましい方向性を定めています。具体的には、家庭養育の優先、子どもの豊かな育ちを促進する代替養育の提供等です。

（3）2016（平成28）年「改正児童福祉法」

2016（平成28）年に成立した「改正児童福祉法」は、その第1条で「すべて児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり（中略）その心身の健やかな成長及び発達（中略）を等しく保障される権利を有する」と定めています。また、第2条では、「社会のあらゆる分野において子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう努める」こととしています。

（4）2022（令和4）年「改正児童福祉法」

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、2022（令和4）年に「改正児童福祉法」が成立しました。子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、市町村における子育て家庭への支援の充実等の措置が講じられました。

2 岡山県と岡山市の動向と基本的方向性

（1）「子ども中心」と「Child First」

① 岡山県の「子ども中心」

- ・ 岡山県では、2007（平成19）年に発生した児童虐待による死亡事故の検証をきっかけに、英国の児童福祉を学び、改めて「子どもの権利条約」の考え方を踏まえて、「子どもを中心とした視点（子ども中心）」を標榜し、「一貫した重層

的な支援」「地域で支える」「当事者参画」を市町村や児童相談所等が行う実際の支援の中で実現していくために、『市町村子ども虐待対応ガイドライン』の作成、『子どもの育ちのニーズシート』の開発、子どもの権利擁護推進事業の実施等、様々な取組を実践しています。

② 岡山市の「Child First」

- ・ 岡山市では、2009（平成 21）年の児童相談所の開設を受けて、「子どもを最優先とした視点（Child First）」を標榜し、その実現を目指して、相談支援を行っています。また、2022（令和 4）年に発生した児童虐待による死亡事例の検証をきっかけに、組織・人員体制の見直し等による子どもを虐待から守る体制の強化や、子どもの「意見を聴かれる権利」を保障するための、弁護士による意見表明支援等、様々な取組を進めています。

（2）基本的方向性

この「子ども中心」と「Child First」の2つの理念は、明治期の岡山県で社会福祉事業家として活動した石井十次が、岡山孤児院で働く職員の資格として求めた「児童中心主義」をはじめ、済世顧問で、悲眼院（現：児童養護施設）の創始者である高橋慈本や、県立成徳学校（現：児童自立支援施設）の校長で、初代の中央児童相談所の所長である坂本時雄の掲げていた児童（子ども）観等、県内の社会事業家が標榜していたものであり、県民とともに育んできた、岡山県の児童福祉の根幹となる基本的な理念です。

この計画は、国内外の動向を踏まえて、岡山県に流れる理念を大切に学び、今後とも活かしながら、児童福祉を充実させることにより、子どもの権利を擁護し、子どもの最善の利益の実現を目指していくことを、基本的な方向性としています。

このため、次のとおり取り組みます。

- 子どもが、住み慣れた地域の中で、家族とともに幸せに暮らせるよう支援します。
- 子どもが、アセスメントに基づき、一人ひとりの育ちのニーズに応じた養育環境を選択でき、必要なケアを受けられる体制を整備します。
- 子どもが、自らの意見が尊重され、生活に影響を与える重要な決定や支援に参加できるようサポートします。

第4章 社会的養育推進に向けての目標及び取組

※基本目標ごとの指標は、P.49～52に一覧で記載しています。

第1節 基本目標 子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築

1 現 状

(1) 里親や乳児院及び児童養護施設等を利用している子ども

① 児童相談所の取組

- ・ これから里親への委託や児童養護施設等を利用する子どもたちへは、児童相談所から「子どもの権利ノート」が手渡され、「権利は護られること」や困った時の連絡先等が伝えられています。また、担当の児童相談所職員が年間を通じて、適宜、子どもと直接会って面接を行い、子どもの意見を聴き、子どもの育ちのニーズを満たすための養育に係る養育支援計画や自立に向けた自立支援計画等の作成及び見直しを行っています。

② 乳児院及び児童養護施設等の取組

- ・ 児童養護施設等では、「子どもの権利ノート」を活用した啓発、意見箱の設置と子どもからの意見のフィードバックに努めています。児童会等、子どもが参加して施設での生活をつくる取組が進められ、職員等による個別面接等を実施し、子どもの意見を聴いています。子どもが表明した意見は、子どもの支援や施設等の改善、養育支援計画や自立支援計画の作成及び見直しに活かしています。
- ・ すべての乳児院及び児童養護施設等で第三者評価が実施されており、苦情解決委員会等の活動や子ども自身の権利学習を実施している施設もあります。また、子どもの権利擁護のチェックリストを活用したセルフチェックを、多くの施設で実施しています。

③ 里親や乳児院及び児童養護施設等の職員の資質向上への取組

- ・ 子どもの権利に関する研修への参加等を通じて、学びを深めるとともに、日頃の子どもへの支援に活かしています。

(2) 一時保護施設を利用している子ども

県内すべての一時保護施設では、意見箱の設置や「子どもの権利ノート」を手渡す等により子どもの意見を聴き取る機会を確保するとともに、アンケートを実施しています。また、児童福祉司や児童心理司が、適宜、子どもと直接会って面接を行い、子どもの意見を聴き、援助指針の策定に活かしています。

里親や乳児院及び児童養護施設等と比べ、外出や通学の制限、持ち物の制限等がある「保護」状態となる一時保護施設では、より子どもの権利擁護について敏感である必要があります。

(3) 弁護士による子どもへの面接の実施

2020（令和2）年度からは、社会福祉審議会の承認等を得た弁護士が、児童養護施設等や一時保護施設に入所等している子どもへの面接を実施しており、子どもから同意が得られた内容は、担当職員等へフィードバックを行い、社会的養護や一時保護施設の環境改善や児童相談所における子どもの支援に役立てています。

この取組によって、髪の色染めの廃止、居室での私物所持等一時保護施設のルールの改善や子どもの支援方針の再検討が図られています。

子どもから表明された意見は、施策や支援に反映するため、審議会へ報告し意見を求めるシステムが構築されています。

2 課 題

(1) 子どもや関係者への周知

子どもは、「意見を聴かれる権利」を持っていることなど、権利の主体であることを、子どもはもちろん、子どもの支援に携わる関係者へも周知することが必要です。

(2) 「意見を聴かれる権利」を保障する仕組みの構築

里親への委託、乳児院及び児童養護施設等や一時保護施設を利用している子どもは、質の高い、より手厚い養育が必要です。養育の質の向上のためには、子どもの意見が聴かれ、支援の過程において、いつでも意見が尊重される機会が用意されていることが重要です。

この計画を推進し、子どもの最善の利益を実現していくためには、基本目標のすべてにおいて、子どもの「意見を聴かれる権利」を保障する考え方を貫く必要があります。そのため、公平性の担保を目的として、子どもが第三者によって、意見を聴かれる機会を確保し、それが尊重される仕組みの構築が求められています。

(3) 子どもの意見を活かす仕組み

子どもから聴き取った意見は、子どもの同意を得て、子どもの支援や養育環境の改善、児童福祉施策等へ反映し、その結果を子どもに伝えることが必要であり、そのための仕組みの構築が求められています。子どもが、自分の意見が尊重されたことや他の子どもに役立ったことなどの結果を知るとは、虐待等によって傷ついた自尊心等を回復し、高めることにつながります。

(4) 子どもの意思決定への参加

子どもは、自分に影響を与える決定に参加する権利を持っています。子どもが自由に意見を表明できるよう、生活のあらゆる場面において、子どもの意見に耳を傾け、コミュニケーションを取り、フィードバックするなど意見を考慮することが求められています。

子どもの参加を実現するためには、子どもが幼い時期から意見を形成することができることを踏まえ、養育者は、子ども中心の方法で対話したり、モデルを示すなどの方法により、子どもの発達しつつある能力を増進させるとともに、乳児や障害のある子どもを含め、すべての子どもが理解でき、参加しやすい方法の開発が必要

です。

なお、子どもの知識や経験、理解力が高まるにつれて、養育者は、指示や指導から、子ども自身の気づきを促すための注意喚起や助言に、さらには対等な立場の意見交換へと転換していかなければなりません。この転換は、子どもの年齢や発達で決まるのではなく、子どもが自分の意見を表明するよう励まされ、褒められることにより、着実に進行していきます。

3 目 標（5年後の目指すべき姿）

- 子どもが「意見を聴かれる権利」を保障され、自分の生活に影響を与える決定に参加している。
- 子どもから聴き取った意見を、子どもの支援や養育環境の改善、児童福祉施策等へ反映するための仕組みが構築され、機能している。
- 子どもの参加の権利を実現するための方法が開発され、支援の過程での子どもの参加が実現している。

4 実現に向けた取組

（1）子どもや関係者への周知

子どもが権利の主体であることを、里親への委託、児童養護施設等や一時保護施設を利用する子どもへは、子どもの権利ノートを活用して周知するとともに、子どもの支援に携わる関係者へも周知します。

また、子どもが自分に権利があることを実感できるよう、子どもとの活動において、「子どもの権利」という言葉を用いるなど、子どもの権利が考慮されているとわかるように支援するとともに、子どもの権利に関する理解度の確認を行います。

（2）子どもが意見を聴かれ、参加を実現するための取組の充実

施設等が日常の中で把握した子どもの意見やそれに対してのフィードバックについて、施設等や児童相談所で情報共有や検討を行い、関係機関が連携してより良い支援のために活かしていく仕組みの構築を検討します。

また、児童相談所においても、子どもが自分に影響を与える決定に参加することができるよう、日々の支援の中で対話を通じて子どもから意見をより丁寧に聴き、意見を支援に活かしていくなど、子どもと一緒に取り組み、参加を支援する専任職員の配置を含め、取組の充実に向けた検討を行います。

さらに、日頃から意見表明ができる子どもの割合や、意見表明についての満足度の確認を行います。

（3）第三者による子どもの意見聴取の実施

弁護士等の第三者が、里親への委託、児童養護施設等や一時保護施設を利用している子どもの意見の聴き取りを引き続き実施します。また、子どもにとってより良い仕組みとなるよう、子どもの権利擁護に関する取組について、子どもの認知度・利用度・満足度の確認を行います。

(4) 社会福祉審議会等を活用した仕組みの構築

子どもの意見に対して、児童相談所、里親、児童養護施設等や一時保護施設が執った対応等を社会福祉審議会等へ報告し、助言を求めるなど、意見を子どもの支援や養育環境の改善、児童福祉施策等へ反映します。

(5) 子どもの参加を実現する方法の開発

子どもの参加を実現するための方法を開発します。

子どもに影響を与える決定をする場合、意向を尊重した上で、子どもがファミリーグループカンファレンス⁷等に参加し、意見を表明することができるようにします。

また、社会的養護に関する施策を検討する際には、当事者である子どもへのヒアリングやアンケートにより意見を聴き、その内容を反映させます。

乳児や障害のある子どもが意見を表明できるよう、ツールやスキルの開発を検討するなど、準備を進めます。

(6) 子ども・若者同士の交流

子どもの最善の利益の観点から、個別だけでなく、集団での子どもの参加も求められています。まずは、若者からの意見があった、里親のもとで暮らす子どものグループや社会的養護経験者のグループなどで、相互交流や意見交換の実施を検討します。

(7) 子どもアドボカシー（子どもの意見表明等支援）体制の検討

子どもの権利に関する研修や定期的な訪問面接による意見聴取、子どもからの個別の申し出等への対応など、子どもアドボカシーの実施体制について検討を行います。

⁷ 子どもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場合

第2節 基本目標 子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化

1 現 状

(1) 市町村の子ども虐待相談への対応状況

市町村の子ども虐待相談対応件数は、2023（令和5）年度に794件であり、前年度からは100件近く減少しましたが、依然として高い水準となっています。

(2) 子どもやその家族に必要な相談支援体制の整備

① こども家庭センター

- ・ 2022（令和4）年改正児童福祉法において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされました。2024（令和6）年4月1日現在で、県内では10市町が設置しています。

② 児童家庭支援センター

- ・ 2024（令和6）年4月1日現在で、県内3カ所に設置されており、市町村要保護児童対策地域協議会へ参加している施設もあります。

(3) 家庭支援事業の実施

2022（令和4）年改正児童福祉法において、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業である子育て短期支援事業等とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置づけられ、2024（令和6）年度から実施に努めることとなりました。

(4) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

市町村内で責任を持って対応すべき支援機関を選定し、支援の進行状況の確認等の管理・評価を行い、関係機関との連絡調整を実施する機能等を持つ要保護児童対策地域協議会は、すべての市町村が設置していますが、子どもへの支援の要として活動ができるように、さらなる機能強化を図る必要があります。

(5) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

妊娠期に適切な支援を受けることができず、子どもが死亡に至る事例があることを踏まえ、妊産婦等への支援の一層の強化が求められています。2022（令和4）年改正児童福祉法において、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う妊産婦等生活援助事業が都道府県等の事業として位置づけられ、2024（令和6）年度から実施に努めることとなりました。

2 課 題

(1) 子どもの権利擁護の促進

子どもの権利擁護の促進には、子どもの権利条約の考え方が地域に広がることが

必要です。また、権利の主体であることを子どもや子どもの支援に携わる関係者へ周知し、子どもの権利が擁護される環境づくりが必要です。

（２）相談支援体制の整備

地域の子どもの支援者等が連携して、支援が必要な子どもと家族を早期に発見し、相談支援を行う体制の整備が急がれます。また、整備に伴う人件費や運営費等の財源確保も必要です。

（３）子育て支援施策の強化

すべての市町村で、支援が必要な子どもの育ちのニーズを満たし、その親の養育力を補完するためには、児童福祉と母子保健、教育等の相互連携による子育て支援施策の強化が必要です。また、困難を抱える妊産婦等が相談支援を受けやすい体制整備が求められます。さらに、強化に係る事業費等の財源の確保も必要です。

（４）人材の育成と確保

市町村の体制強化には、子どもの最善の利益を目指した支援が実践できる専門職員を育成するための体系的な研修の実施が必要です。また、計画的な育成のために効果的な人員配置を行うなど、マネジメントの蓄積が求められます。

3 目 標（５年後の目指すべき姿）

- 子どもの権利条約の考え方が地域に浸透し、子どもの権利が擁護される環境が整備されている。
- こども家庭センター等、地域の子どもの支援者が連携し、支援が必要な子どもと家族を早期に発見し、相談支援を行う体制が、すべての市町村に構築されている。
- 児童福祉と母子保健、教育等の相互連携による子育て支援施策が強化され、すべての市町村で、支援が必要な子どもの育ちのニーズが満たされている。
- 子どもの最善の利益を目指した支援を実践できる専門職員が育成され、実践方法の蓄積が進むことで体制が強化されている。
- 親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等により支援を必要とする妊産婦やその子どもへの支援体制が構築されている。

4 実現に向けた取組

（１）子どもの権利擁護の充実

- ① 子どもの権利を擁護する地域全体の意識醸成
 - ・ 子どもとその家族や地域の子どもの支援者を対象に、子どもの権利を学ぶための研修を実施します。
 - ・ 子どもの最善の利益を守る相談支援の要として、要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。

（２）子どもやその家族に必要な相談支援体制の整備

- ① こども家庭センターの整備支援

- ・ すべての市町村がこども家庭センターを整備できるよう支援します。
- ・ 特に小規模市町村に対しては、こども家庭センターの概念や機能等について、丁寧な周知を行い、設置を促進します。

② 児童家庭支援センターの設置

- ・ 市町村の求めに応じ、技術的助言や必要な支援を行い、児童相談所や里親、乳児院及び児童養護施設等との連絡調整を総合的に行う専門的な相談支援機関である児童家庭支援センターの設置を促進します。

（３）子どもとその家族に対する地域支援体制と施策の充実

① 要保護児童対策地域協議会の機能強化

- ・ 要保護児童対策調整機関の調整担当職員に対して、ソーシャルワークの視点に立った研修を実施します。

② 児童相談所による指導委託推進

- ・ 在宅での支援を強化するため、児童相談所から、市町村や児童家庭支援センターへの指導委託を進めます。

③ 地域資源を活用した子育て支援施策の充実

- ・ 子育て短期支援事業や、ヤングケアラー⁸を含め子育て家庭への家事・育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業等を実施できる地域資源の掘り起こしや、実施のための支援を行います。
- ・ 18歳未満の子どもを育てている母子家庭等、生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に利用でき、心身共に安定した生活を送ってもらうための相談や援助を進めながら自立を支援する母子生活支援施設の積極的な活用を検討します。
- ・ こども家庭センターが中心となって、民生委員・児童委員をはじめとする地域団体等やこども食堂など子どもの居場所づくりを担う団体等の地域資源との連携を進め、支援の充実を図ります。

（４）子どもの支援に携わる職員等の人材育成

① 子どもとその家族の支援に携わる職員の育成

- ・ ソーシャルワークの視点に立った相談支援の知識と技術の向上を目指した研修等を実施します。
- ・ 「子どもの育ちのニーズ」と「親の養育力」、「家族と環境要因」の3つの側面からアセスメントを行い、子どもの最善の利益を実現する相談支援を実践するため、県が開発した『子どもの育ちのニーズシート』や『「子どもが心配」チェックシート』等のアセスメントツールを活用し、アセスメントに基づくサポートプランの作成を支援します。
- ・ 支援体制の構築等のために、専門職員によるサポートや職員交流等、必要な

⁸ 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

支援を行います。

② 地域の子ども支援者の育成

- ・ 支援団体や支援機関等の地域の子どもの支援者を対象に、子どもの権利への理解や相談支援力を高めるための研修を実施します。

（５）妊産婦等生活援助事業の実施に向けた検討

妊産婦等生活援助事業の実施に向け、乳児院等を活用するなど、妊産婦等の支援体制の検討を行います。

第3節 基本目標 子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化

1 現 状

(1) 児童相談所の専門職員の配置

全国の児童相談所が、子ども虐待相談に対応した件数は急増しており、2022（令和4）年度は、219,170件（速報値）となっています。こうした状況を踏まえ、国では2022（令和4）年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定し、2026（令和8）年度までに全国で、児童福祉司を1,610人程度、児童心理司を950人程度それぞれ増員することなどを目標に掲げ、児童相談所の体制強化を進めていくこととしています。

県内の児童相談所では、2022（令和4）年度までに、児童福祉司の配置を人口「4万人に1人」から、「3万人に1人」へと計画的な増員を行いました。

(2) 一時保護施設における子どもの権利擁護と子どもの生活の状況

子どもが一時保護施設を利用する際には、児童福祉司が子どもと親や家族に対して、利用の目的と理由、期間等を説明しています。また、一時保護施設の職員は、改めて一時保護施設に来た経緯や今後のことなどについて、子どもがどのように理解しているのか確認した後、日課や生活のルールを説明しています。

一時保護施設は、子どもの安全確保の観点から、生活空間は必要に応じて施錠で区切られ、窓の開閉や携帯電話の使用、登校等も制限しています。原則として集団生活であり、髪型や服装、持ち物等についても制限しており、子どもの権利に一定の制約が課せられている状態となっています。

2020（令和2）年度からは、一時保護施設に入所している子どもから弁護士が意見を聴き、表明された意見を一時保護施設の環境改善や児童相談所における子どもの支援に役立てています。

(3) 児童相談所と児童家庭支援センターとの連携

市町村と児童相談所の間で、児童相談所の機能を補完する役割を担う児童家庭支援センターは、2024（令和6）年4月1日現在、県内3か所（岡山市、倉敷市、津山市）に設置されており、児童相談所から委託を受けた子どもや家庭への指導等を行っています。

(4) 子どもの将来を見通したソーシャルワークの実施

児童相談所は、子どもが、住み慣れた地域で、親や家族、友人等とともに、自分の可能性を発揮しながら幸せに暮らせるよう、支援の最初から最後まで、一貫して、子どもの意見を聴き、参加が実現できるよう支援するとともに、子どもは一人ひとり固有のニーズがあることから、子どもの育ちのニーズ、親の養育力、家族と環境を包括的にアセスメントし、支援計画に基づいて、関係機関と連携しながら支援を行っています。

子どもの最善の利益の観点から、家族と離れて暮らす場合には、パーマネンシー

保障の視点を踏まえ、子ども一人ひとりのニーズを満たす養育環境を決定するとともに、自立支援を踏まえた中長期的な支援計画を作成することにより、子どもの将来を見通した継続的なソーシャルワークの実施が求められています。

（５）親子関係の修復や再構築

虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭に対しては、子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、親子関係再構築や家族との関係づくりに向けた支援が必要となっています。

（６）中核市における児童相談所設置

国においては、中核市・特別区に児童相談所の設置を推進することとしています。が、本県の中核市である倉敷市においては未設置となっています。

（令和６年４月１日現在、中核市 62 市のうち児童相談所設置市は 4 市）

２ 課 題

（１）児童相談所の人材確保、育成について

① 専門職員の人材確保

- ・ 若者を巡る雇用情勢や、虐待対応業務による激務のイメージ等により、児童福祉司や児童心理司等の専門職員の人材確保が難しくなっています。

② 急激な増員に伴う職員の育成

- ・ 急激な増員に伴い、専門職員の質の維持や年齢層の偏り、スーパーバイザー（指導・教育を行う職員）の負担の増加等、様々な課題に直面しています。
- ・ 「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に沿った人材育成をより一層充実させ、児童相談所のソーシャルワーク機能を強化し、専門職養成のためのシステムの構築が必要です。

（２）一時保護施設における子どもの権利擁護体制の推進

① 子どもにわかりやすく、丁寧な説明の実施

- ・ 子どもが一時保護施設を利用する際には、担当の児童福祉司・児童心理司が、その目的や今後の見通しを丁寧にわかりやすく説明するとともに、子どもの目線やペースに合わせて、親や家族の状況、友人や地域の子どもの支援者の情報等を定期的に提供することが求められます。また、一時保護施設の日課や生活のルールについては、一時保護施設の職員が同様に実施することが求められます。

② 意見を聴かれる子どもの権利の保障

- ・ 児童養護施設等と同様に、厳しい環境で生活してきた子どもの育ちや、子どもの権利等に詳しい第三者によって、一時保護施設を利用するすべての子どもに意見を聴くとともに、その意見を施策や児童相談所の運営等に反映する取組の継続が必要です。

（３）児童相談所と児童家庭支援センターとの連携

① 役割分担の明確化、指導委託の実施

- ・ 指導委託を進めるため、児童相談所との役割分担の明確化や、業務委託マニュアルの整備を行うなど、児童相談所と児童家庭支援センターの連携強化が求められています。

（４）子どものケア

社会的養護のもとで育つ子どもは、これまで生活をともにしてきた家族から離れ、新たな養育環境で生活を開始し、分離喪失や虐待等による傷つきを経験していることがあります。生きづらさを抱えている子どもが幸せに育っていけるよう、アセスメントを実施した上で、喪失やトラウマに対するケア等を行うことが求められています。

また、家族と離れて暮らす子どもが、自分の生き立ちと家族との関係を整理し、過去から現在、現在から未来をつなぎ、前向きに生きていけるよう支援するライフストーリーワーク等の取組も必要です。

（５）親子関係再構築に向けた支援体制の強化

児童相談所に親子関係再構築の専任職員を配置するなど、支援体制の強化を図っていますが、多機関と連携し、子ども一人ひとりの置かれている状況に応じた親子関係再構築の支援を進める必要があります。

３ 目 標（５年後の目指すべき姿）

- 子どもの権利を擁護するソーシャルワーク機能を発揮する体制を強化している。
- 「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、県と市の協働による経験年数や職種に応じた人材育成研修を計画的に実施している。
- 子どもの「意見を聴かれる権利」が保障され、子どもの意見を一時保護施設の環境改善や子どもの支援に反映するための仕組みが機能している。
- 児童相談所の第三者評価を実施している。
- 児童相談所の業務を補完する児童家庭支援センターがすべての児童相談所管内に設置されている。
- 児童相談所と児童家庭支援センターの役割分担が明確化され、より効果的な支援が行われている。
- 支援が必要な子どもが、包括的なアセスメントに基づく支援計画により、子どもの将来を見通した継続的なソーシャルワークを通じて、安全で幸せな生活を送っている。
- 子どもが必要なケアを受け、自分らしく可能性を発揮しながら人生が送れている。
- 子ども一人ひとりの置かれている状況に応じた親子関係再構築の支援が行われている。

4 実現に向けた取組

(1) 児童相談所の体制強化と人材育成の充実

① 新プランを踏まえた体制強化

- ・ 新プランを踏まえ、児童福祉司や児童心理司等の専門職員を計画的に配置するとともに、市町村支援児童福祉司や医師及び弁護士についても、引き続き配置します。

② 「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づく人材育成の実施

- ・ 基本方針に定めた、6つの方向性（子どもを中心とした支援、子どもの意見を活かした支援、子どもと親の支援への参加、関係機関との協働、子どもの安全の確保、実践研究を通じた企画や提言機能の強化）に沿った人材育成を実施します。
- ・ 講義や演習、O J Tを通じて経験年数や職種に応じた計画的な職員の育成に取り組めます。
- ・ 子どもを中心としたソーシャルワーク機能を強化するため、新しいスーパービジョン（指導・教育）の方法の開発に取り組み、専門職養成システムを整備します。
- ・ トラウマに対するケアやライフストーリーワーク等を実践できる人材を育成し、これらの支援に取り組めます。

③ 児童相談所の第三者評価の実施

- ・ 子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護施設も含め、児童相談所の第三者評価を実施します。

④ 中核市における児童相談所の設置に向けた取組

- ・ 倉敷市と緊密な情報共有を図り、今後、児童相談所の設置に向けて協議します。

(2) 子どもの意見を反映した児童相談所業務のあり方の検討

① 子どもの意見の尊重

- ・ 相談開始から支援の終結まで、子どもの年齢や理解力に応じて説明し、参加を求め、その意見を反映する仕組みを構築します。
- ・ 子どもが権利を侵害された場合に、年齢や理解力に応じて意見を述べる機会を保障し、あらかじめ適切な解決方法を提示する仕組みを構築します。
- ・ 子どもの意見を聴かれる権利を保障する体制を整備します。

(3) 一時保護施設の機能の見直し

① 権利制約の見直し

- ・ 子どもの権利擁護の観点から、子どもが安心して過ごすことができる一時保護施設の機能を実現します。
- ・ 子どもの権利に精通した第三者が子どもの声を聴き、問題の解決や環境改善

を組織的に行うための取組を継続します。

- ・ 子どもの意見を尊重し、一時保護施設のルールや児童相談所のソーシャルワーク方法を見直します。

（４）児童家庭支援センターの役割

① 児童相談所の業務を補完する機能

- ・ 児童相談所との役割分担を明確にし、相互に連携を図りながら、相談機能を補完できる児童家庭支援センターの機能を強化します。

② 児童相談所との連携と役割分担

- ・ 定期的な連絡会等を行い、指導委託を含めた役割分担等を調整します。
- ・ 子どもの育ちのニーズシート等、共通のアセスメントツール等を活用して、アセスメントの視点を共有することを通じて、子どもと家族への効果的な支援を行います。

（５）親子関係再構築のための支援

親子関係再構築や家族との関係づくりに向け、ファミリーグループカンファレンス等を実施します。また、親子関係再構築の専任職員を児童相談所に配置し、精神科医等と連携しながら支援体制のコーディネートを行います。また、児童相談所職員が子育てのスキルを指導するための医学的又は心理学的知見に基づくトレーニング方法を習得するとともに、親子関係を改善するためのプログラムを開発します。

第4節 基本目標 子どもが永続的に安定した養育環境で育つ支援体制の充実

1 現 状

(1) パーマネンシーの保障を踏まえた養育環境の整備

子どもにとって、安定した養育環境及び特定の養育者との関係性のもとで永続的に育まれることは、子どもの権利を実現するために必要不可欠です。

永続性を保障するための選択肢として、家族とともに暮らすこと、親族を含む拡大家族とともに暮らすこと、養子縁組を結び養親家庭で暮らすこと、里親家庭で暮らすこと、施設で暮らすことがあります。

いずれにしても、子どもの最善の利益にかなう養育が選択できるよう、中長期的視点を持って子どもの将来を見通し、一人ひとりの子どもの背景やニーズを踏まえた養育環境の整備が求められます。

(2) 特別養子縁組制度の活用

2016（平成28）年の児童福祉法改正によって、子どもの養育環境と法的な安定性を確保することに役立つ、永続的な解決方法として、特別養子縁組制度の活用が推進されることとなりました。

また、2019（令和元）年の「民法の一部を改正する法律」等によって、特別養子縁組における養子となる子どもの年齢の上限を原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げるとともに、特別養子縁組の成立の手続を二段階に分けて養親となる者の負担を軽減するなどの見直しが行われ、特別養子縁組制度の利用促進が図られています。

(3) 養子縁組あっせん事業者

全国では、2016（平成28）年の「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行後に、23の事業者（2024（令和6）年4月現在）が養子縁組あっせん事業者として許可を受けており、県内でも1事業者が許可を受けています。

(4) 児童相談所における現状

予期しない妊娠等の理由により、子どもの養育を家族全員が拒否している場合や、虐待や著しい生活困窮等の理由により、親や家族が継続的に子どもを養育することができない場合等に、養子縁組や特別養子縁組を希望しても、児童相談所等が相談支援を行う過程で、翻意する親や家族が多く見られます。

また、特別養子縁組が成立した場合、養親が児童相談所等の養育支援機関との関係を断ってしまう場合が多く、その後の子どもへの支援につながらない場合も多く見られます。

2 課 題

(1) 養子縁組制度の認知度

児童相談所等が、子どもへの相談支援を行う際に、養子縁組や特別養子縁組の制

度の認知度が低く、選択肢として認知度を上げることが必要です。

（２）関係機関との連携

① 養子縁組あっせん事業者との連携

- ・ 特別養子縁組を必要とする子どもとその家族は、妊娠中や新生児である場合が大半であり、そのような子どもとその家族に出会う機会が多い保健医療機関等の関係者が、制度を正しく理解した上で、養子縁組あっせん事業者と連絡をとり、市町村や児童相談所等と連携して、継続した支援につないでいくことが必要です。
- ・ 市町村や児童相談所等は、養子縁組あっせん事業者が行う業務の状況を認識した上で、慎重に特別養子縁組を進めていく必要があります。

② 養子縁組解消の防止

- ・ 養子縁組をした養親が、子どもの成長に伴い、子どもに障害等があることがわかったり、思春期の子どもの理解が不足したりすると、養子縁組の解消を申し出ることがあります。そのような事態を防ぐために、児童相談所を中心に関係機関が連携して、子どもと養親を継続的に支援していくことが求められます。

（３）相談支援体制の構築と方法の確立

養子縁組の成立にあたっては、児童相談所が中心となり、フォスターリング機関（里親養育包括支援機関）と連携するなどして、子どもとその家族、養親への継続的な相談支援を行うための体制の構築と、相談支援の方法を確立することが必要です。

3 目 標（５年後の目指すべき姿）

- 養子縁組成立後も継続的な支援が行われ、子どもが権利を保障されている。
- 養子縁組や特別養子縁組が、社会的養護を必要とする子どものための支援制度の選択肢として認知されている。
- 子どもとその家族に出会う機会の多い保健医療機関等の関係者が、特別養子縁組制度を正しく理解している。
- 養子縁組の成立にあたって、児童相談所が中心となり、フォスターリング機関と連携するなどして、子どもとその家族、養親への継続的な相談支援を行うための体制が構築され、相談支援の方法が確立されている。

4 実現に向けた取組

（１）制度の認知度の向上

① 制度を正しく理解する機会の設定

- ・ 市町村や児童相談所、保健医療機関等の関係者が、養子縁組や特別養子縁組の制度を正しく理解する機会を設定し、認知度の向上を図ります。

（２）関係機関の連携強化と支援方法の検討

① 市町村や児童相談所、保健医療機関等との連携の強化

- ・ 子どもの最善の利益を実現するため、養子縁組や特別養子縁組された子どもと養親への相談支援を目的とした、関係機関の連携体制を強化します。

② 法改正に対応した支援方法の検討

- ・ 法改正に伴い、養子候補者の上限年齢が大きく引き上げられ、従来の乳幼児とは異なる子どもへの支援が求められることから、関係機関が相互に連携して新たな支援方法を検討します。

（３）子どもへの支援体制の構築

① 子どもの権利の保障

- ・ 養子縁組や特別養子縁組に際して、子どもの年齢や理解力に応じた「意見を聴かれる権利」を保障します。
- ・ 永続的な記録の保存等の体制を構築し、「出自を知る権利」を保障します。

② 子どもへの支援の継続

- ・ 養子縁組や特別養子縁組の前後で、子どもへの支援が途切れることのないよう、支援の継続性に配慮します。

（４）養親への支援体制の構築

① 養親と実親の役割を明確にしたアセスメントと養育支援計画の策定

- ・ 養親は、子どもとの血縁関係がないことや実親との比較等、養親特有の悩みを持つことがあるため、子どもの育ちのニーズを満たすために必要な養親と実親の役割を明確にしたアセスメントに基づく、児童相談所による養育支援計画の策定を行います。

② 安定した関係性を基盤とした支援体制の構築

- ・ 子どもの育ちのニーズを満たすため、児童相談所とフォスティング機関が協働して、養親と実親の交流を支援するとともに、元々生活をしていた地域の子どもの友人や子どもの支援者等も含めて、安定した関係性を基盤とする支援体制の構築を実現していきます。

③ 子どもの権利を保障するための取組

- ・ 養子縁組里親が子どもの成長発達や子どもの出自を知る権利を保障できるよう、研修を実施します。
- ・ 孤立を防ぎ、永続的に安定した養育を行うために、養子縁組里親サロンの実施を支援します。

（５）実親への支援体制の構築

子どもの権利を保障するため、児童相談所が、子どもと実親の交流の仲介を行うなど、必要が生じた場合に支援が行えるよう体制を構築します。

第5節 基本目標 里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築

1 現 状

(1) 里親委託等の状況

2024（令和6）年3月31日現在の里親登録数は303組、里親・ファミリーホーム委託児童数は133人、里親等委託率は33.4%となっており、年々増加傾向にあります。

今回、計画策定にあたり実施したヒアリングを通じて、里親家庭で育っている（育った）子ども・若者からは、里親家庭での暮らしの中で、個人として尊重され、満たされているという意見もあります。

(2) 里親に関する業務の状況

「家庭養育優先原則」の明確化により、新たに社会的養護が必要となった子どもは、里親への委託を優先していますが、支援に適した里親とマッチングできず、乳児院及び児童養護施設等を利用している子どももいます。

現在は、里親養育支援児童福祉司や非常勤職員を各児童相談所へ配置し、里親のリクルートや研修、支援等の里親支援を実施しています。

また、2024（令和6）年4月1日現在で、乳児院及び児童養護施設に里親委託の推進等を専任で行う里親支援専門相談員が6名配置されています。

(3) 里親支援機関の状況

現在は、包括的な里親支援を行う里親支援センターやフォスタリング機関を設置していませんが、岡山市では、里親制度の普及啓発等を民間団体の協力を得て実施しています。

2 課 題

(1) 里親制度の理解と里親登録数の増加

新たに社会的養護が必要となった子どもや、乳児院及び児童養護施設等で生活している子どもが、家庭的な環境で生活するためには、一人ひとりの子どものニーズに対応できる里親を確保していく必要があります。そのため、里親制度への理解を促進し、リクルート活動を充実して、里親の登録数を増やしていくことが求められています。

(2) 里親支援センターやフォスタリング機関の必要性

里親のもとで暮らす子どもの数が増えており、安定した暮らしを行えるよう支援の充実が求められています。このため、児童相談所の責任のもとで、協働して活動する里親支援センターやフォスタリング機関が必要です。

(3) 研修とマッチング

現在、児童相談所や里親会等による研修が実施されていますが、これから子どもを委託しようとする里親へのトレーニング等、研修の機会のさらなる充実が必要で

す。また、障害等のある子どもを委託する際には、より丁寧なマッチングと手厚いサポートが必要であり、児童相談所を中心に里親支援センターやフォスタリング機関が連携して継続した支援を行うことが求められています。

3 目 標（5年後の目指すべき姿）

- 里親制度の幅広い周知啓発とリクルートが実施され、子どもを委託できる里親が増えている。
- 里親支援センターやフォスタリング機関を設置し、そこで「里親トレーナー等（養育支援担当者）」が育成されている。
- 子どもと里親、養育支援担当者のマッチングと継続的なサポート、委託後のモニタリングと再検討を適切に行える児童相談所の機能が強化されている。
- 子どもが個人として成長、発達していけるよう、子どもの育ちのニーズと現状について、一貫性のあるアセスメントを実施できる養育支援担当者と里親養育支援児童福祉司が育成されている。
- 子どもの最善の利益を実現するため、児童相談所が中心となって、里親と里親支援センター、フォスタリング機関、児童家庭支援センター、児童養護施設等の関係機関が、緊密に連携できている。
- 子どもが必要なケアを受け、自分らしく可能性を発揮しながら人生が送れている。

4 実現に向けた取組

（1）里親制度の周知啓発と里親リクルート活動の展開

- ① 幅広い周知啓発とリクルート活動
 - ・ 学校、企業等を含む地域社会が、幅広く里親制度への理解を深めることを目的とした説明会等を、児童相談所と里親支援センター、フォスタリング機関、児童養護施設等が里親と協働して開催します。また、地域イベントへも積極的に参加し、里親制度の周知啓発を図ります。
 - ・ 保育士や教員等、地域で子どもに携わる専門職等を対象とした里親制度の説明会等を開催し、一人ひとりの子どものニーズに応じることができる里親の確保に向けて、効果的なリクルート活動を実施します。

（2）子どもの権利を擁護する里親制度の充実

- ① 子どもや里親が思いを伝えられる里親支援センターやフォスタリング機関の設置
 - ・ 子どもや里親の思いを聴き、個別的なケアや養育支援の相談等にも継続的に応じられる里親支援センターやフォスタリング機関を設置し、専門的知識を持ち、里親へのスーパービジョンを行う養育支援担当者の育成を推進します。
- ② 養育支援計画の作成
 - ・ 子どもと実親、里親の意見を十分に尊重しながら、地域の子どもの支援者等の意見を踏まえた養育支援計画を作成します。また、実施状況を十分にモニタリングし、目的の達成状況等から、支援効果の客観的な評価を行うなど、定期

的な見直しを行います。

③ 実践的な研修プログラムの実施

- ・ 子どもの権利を擁護するためには、子どもが、里親、友人、地域の子どもの支援者、養育支援担当者等と安定した関係性を保つことが不可欠であり、それが実現できるように支援していきます。
- ・ 子どもの育ちのニーズと現状について、一貫性のあるアセスメントを実施できる養育支援担当者と里親養育支援児童福祉司の育成を推進します。
- ・ 子どもを養育していく過程で、里親が直面する様々な課題へ、適切な関わりが持てるような内容の研修を実施します。
- ・ 研修では、心に傷を負っている子どもや障害等のある子どもの理解、乳児院及び児童養護施設等で蓄積された支援方法の伝達等、子どもの育ちのニーズを満たし、養育の質を確保するために必要な実践的で多彩なプログラムを実施します。

(3) 子どもが安心して生活できるための里親支援体制の構築

① 子どもを中心においた養育ができる里親の育成

- ・ 子どもの育ちのニーズを満たすために、子どもの友人や地域の子どもの支援者、養育支援担当者、里親支援専門相談員、里親養育支援児童福祉司等と、安定した関係性を保つことができる里親の育成を促進します。
- ・ 子どもの人格を尊重し、意見の表明や主体的な自己決定を支援する里親の育成を促進します。
- ・ 里親と児童相談所、里親支援センター、フォスタリング機関がチームとなって、子どもの育ちのニーズを満たすことができる里親支援体制の整備を進めます。
- ・ より良い養育に向け、里親サロン等の実施を通じ、里親が交流や相談ができるなど、支え合う関係づくりを進めます。
- ・ 里親が子どもの生い立ちや喪失体験、トラウマ等を理解し、養育を行えるよう支援します。

② 児童相談所による丁寧な説明と情報提供の実施

- ・ 児童相談所は、子どもを里親へ委託するにあたって、双方が安心できる丁寧な説明と、十分な情報提供を行います。特に子どもへは、実親を含む家族との関係や将来の不安が少なくなるように、子どものペースに合わせて、より一層丁寧な説明等を行います。

③ 里親が活躍できる場の拡大

- ・ 現在、子どもを育てている里親と、これから子どもを委託される里親との交流会や研修、トレーニング等の機会を設定します。
- ・ 里親がお互いに交流しあう機会を設定し、支え合う関係をつくることにより、一時保護委託や里親のレスパイト・ケア（一時的な休息のための援助）を依頼できる里親を増やしていきます。

第6節 基本目標 乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化

1 現 状

(1) 子どもの権利擁護

子どもの意見をくみ取することを目的に、児童会の開催やアンケート、面接等を実施しています。意見は、児童養護施設等での生活に可能な限り反映しています。

(2) 子どもが育つ環境

施設等では、年長で家庭での生活に拒否的になっている子どもや、より専門的な支援が必要な子ども等を中心に、少人数で、安定した関係性を保ちながら、より手厚く、質の高い養育を提供するため、規模を小さくした施設（小規模化）や、地域の一軒家で生活できるようにした施設（地域分散化）を増やし、「できる限り良好な家庭的環境」の整備を進めています。2024（令和6）年4月1日現在、そのグループ数は、乳児院と児童養護施設で12グループであり、そこで暮らす子どもは、全入所児童数の約23%となっています。また、障害児入所施設においても、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できるだけ家庭的環境の中での養育が求められており、2024（令和6）年4月1日現在、県内のすべての福祉型障害児入所施設（3施設、入所児童数計39名）においてケア単位の小規模化が行われています。

(3) 専門支援施設としての機能

① 親や家族への支援と子どもの心のケア

- ・ 現在、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員を配置して、子どもが早期に地域へ戻ることができるように、親や家族等への相談支援や、心のケアが必要な子どもへのカウンセリング等を行っています。

② 里親委託の推進

- ・ 地域に戻ることが難しい子どもの里親への委託や、里親の養育の支援等のために、里親支援専門相談員を配置しています。

(4) 一時保護の状況

児童相談所が行う一時保護の件数は、近年は1,000件程度となっており、そのうちの半数が、児童養護施設等への一時保護委託となっています。

2 課 題

(1) 子どもの育ちと権利擁護

① 児童養護施設等における「子どもの意見表明」

- ・ 厳しい環境で生活してきた子どもの育ちや、子どもの権利等に詳しい第三者によって、子どもが意見を聴かれる機会を設定するなど、すべての子どもを対象に、意見を聴かれる権利が保障された環境を整備するとともに、その意見を

施設等の運営に反映する仕組みの構築が必要です。

② 安全や保護の観点と子どもの意見の尊重

- ・ 施設等では、子どもの意見を尊重しつつも、安全や保護を優先せざるを得ない場合が増え、子どもとの対立が生じる機会が想定されます。そのため、利用に際しては、子どもとその家族、市町村や児童相談所、施設等の職員が、しっかりと話し合い、養育支援計画や自立支援計画を共有することが、より一層重要となります。
- ・ 子どもの意見と職員の考えが対立した場合は、子どもの最善の利益の視点に立って、子どもが理解できるように、丁寧でわかりやすく説明する技術等、職員の専門性をより一層向上させていくことが求められます。
- ・ 子どもに自傷や他害行為等のおそれがある場合、子どもの安全や保護の観点に立ち、児童相談所等と連携して、緊急一時保護等の危機管理体制を整備しておく必要があります。

(2) 施設における「家庭的な養育の推進」

① 地域での施設の確保と施設整備に係る財源

- ・ 小規模化や地域分散化には、地域の中で活用できる物件の確保が必要ですが、市街地では特にそれが難しい状況にあり、地域間で格差が生じています。また、施設整備には多額の費用が必要となります。

② 少人数でケアを担う人材の確保と養成

- ・ 直接処遇職員や夜間時間帯の配置職員など、小規模化や地域分散化の実施に必要な人材の確保が課題となっています。
- ・ 少人数で、安定した関係性を保ちながら、より手厚く、質の高い養育を提供していくためには、子どもの福祉への高い志と、専門性等を有する人材の確保と養成が必要です。

③ 小規模化・地域分散化した施設に対する支援体制

- ・ 小規模化や地域分散化した施設が機能を発揮していくためには、本体施設等による支援体制の構築が必要です。

④ 施設と地域との連携

- ・ 地域分散化の推進のためには、積極的に地域の活動へ参画するなど、地域との信頼関係を構築する必要があります。また、地域分散化した後も、地域からの支援を受けられるよう努めることが求められます。

(3) 高機能化及び多機能化と機能転換

① ケアニーズが高い子どもの養育を担う本体施設の機能の確立

- ・ ケアニーズが高い子どもの養育を担っていくためには、適切な職員配置等、本体施設の機能の確立を図る必要があります。

- ② 一時保護委託やショートステイ等、里親支援への機能の強化
 - ・ 一時保護委託やショートステイ等の必要性は高まっています。現在、施設等の定員の範囲内で、施設で生活している子どもと同じ場所で養育する状態となっており、ニーズに対して安定的に受け入れることが難しい施設もありますが、それを解消するためには、職員体制と一時保護専用施設の整備が必要です。また、里親委託の推進に向け、里親への総合的な支援機能の強化が求められています。
- ③ 地域の養育拠点として、子どもとその家族への支援ができる機能の強化
 - ・ 地域で支援を必要としている子どもとその家族や、施設等を退所した子どもとその家族に対し、これまで培った実践の知識や専門的な機能等を活かした相談支援を、地域の子どもの支援者や市町村、児童相談所等と協働して行い、地域の養育支援拠点としての機能を強化する必要があります。
- ④ 親子関係再構築に向けた支援の検討
 - ・ 「家庭養育優先原則」に基づき、施設等を利用している子どもが、親や家族との関係を再び構築して、地域に戻ることができるように、現在、児童相談所が中心に行っている親や家族への支援を一緒に実施していく必要があります。

(4) 施設等における人材確保及び育成

- ① 人材確保
 - ・ 人材確保が困難である現状を鑑み、施設等で働くことの意義を積極的に発信するとともに、職員体制の充実等の労働環境の改善、給与や福利厚生等の処遇の充実の検討が求められます。
 - ・ 実習生やボランティアの積極的な受入により、やりがい等を体験できるインターンシップ制度等の検討が必要です。
- ② 人材育成
 - ・ より手厚く、質の高い支援を必要とする子どもを中心に養育していくためには、職員の資質向上を目的とした体系的な人材育成と、それを行う本体施設の機能強化等が必要です。
 - ・ 施設内での子どもへの虐待防止を図るため、職員の人材育成が必要です。

3 目 標（5年後の目指すべき姿）

- すべての子どもが、意見を聴かれる権利が保障され、その意見が施設等の運営に反映されている。
- 施設において質の高い「家庭的な養育」が、安定した関係性を保ちながら提供されるとともに、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた養育環境を選択できる体制が整備されている。
- 支援を必要としている地域の子どもとその家族へ、子どもの支援者や市町村、児童相談所等と協働して、相談や訪問支援、一時保護委託やショートステイ等を

提供することにより、地域の養育支援拠点の機能を有している。

- 里親への支援や親子関係再構築、家庭復帰後の支援等、社会的養育を支える専門支援施設としての機能を有している。
- 各施設等が、伝統と強みを活かした機能転換を行うとともに、相互が連携して県内全域がバランスの取れた養育支援を提供できる拠点となっている。
- 子どもが必要なケアを受け、自分らしく可能性を発揮しながら人生が送れている。

4 実現に向けた取組

（１）子どもの育ちに応じた権利擁護の促進

- ① 子どもの意見をくみ取る仕組みの構築
 - ・ 第三者によって、意見を聴かれる子どもの権利が保障される環境整備を行うとともに、意見を施設等の運営に反映する仕組みの構築を支援します。
 - ・ 研修等の機会を通じて、子どもの権利擁護に対する意識のより一層の向上を図ります。
- ② 安全と保護の観点と子どもの意見の尊重
 - ・ 施設等の利用の際に、子どもとその家族、市町村や児童相談所、施設等の職員がしっかりと話し合い、養育支援計画や自立支援計画を共有する機会を充実します。
 - ・ 子どもの意見と職員の考えが対立した場合に備えて、子どもと対話する技術等の専門性をより一層向上させていくための研修の実施を支援します。
 - ・ 子どもの安全や保護の観点から、児童相談所等と連携した緊急一時保護等の危機管理体制の整備等を支援します。

（２）小規模化と地域分散化の推進

- ① 小規模グループケアを支える本体施設の機能強化
 - ・ 小規模化や地域分散化した施設が、質の高い「家庭的な養育」を、安定した関係性を保ちながら提供するため、本体施設が行う支援機能等の強化を支援します。
- ② 小規模化や地域分散化の支援
 - ・ 施設の小規模化や地域分散化に向けて、計画的な整備が図られるよう支援を行います。

（３）地域全体の社会的養育を支える「施設機能の強化」の促進

- ① 地域の子ども支援への参加
 - ・ 地域の子育て支援団体やグループ等との連携を深めるとともに、市町村要保護児童対策地域協議会に参画し情報共有を行うなど、地域の子どもとその家族への相談支援が行える体制の促進を図ります。

② ケアニーズが高い子どもに対する支援の強化

- ・ ケアニーズが高い子どもへの支援のために、引き続き地域の医療機関等との連携を図るとともに、看護師、心理療法担当職員等の専門職員の配置や活用、施設等が行う専門性の向上等、施設機能の強化を支援します。
- ・ 施設におけるライフストーリーワークやトラウマに対するケア等の取組を支援します。

③ 一時保護機能の強化

- ・ 子どものニーズに対して、安定的に受け入れることができるよう、一時保護専用施設等の整備を進めます。

④ フォスタリング機能の確立

- ・ 地域における里親の掘り起こしや育成、里親家庭への支援等の施設の取組を支援し、里親委託の推進に向けたフォスタリング機能の確立を促進します。

⑤ 児童家庭支援センターの設置

- ・ 施設等による児童家庭支援センターの設置を支援し、地域における相談支援体制の充実を図るとともに、児童相談所の補完的機能の強化を図ります。

(4) 人材確保と育成の推進

① 人材確保

- ・ 社会的養護を必要とする子どもへの支援の重要性や、長年の歴史と共に子どもの養育を支えてきた功績を伝える等、施設の魅力ややりがい伝えるイベントの開催を支援する等、人材確保につなげていくための県民の意識醸成を図ります。
- ・ 施設等における大学生等の実習機会を拡大する取組等を推進します。

② 人材育成

- ・ より手厚く、質の高い支援を必要とする子どもの育ちのニーズを満たす養育を行うため、スーパービジョンを含む体系的で効果的な人材育成を支援します。
- ・ 施設の指導的役割を担う職員を育成するための研修を実施するとともに、外部研修の受講を支援し、職員の資質と専門性のより一層の向上を図ります。
- ・ 施設における子どもへの虐待防止に向けた研修を実施し、職員の子どもの権利擁護に対する意識のより一層の向上を図ります。

第7節 基本目標 社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進

1 現 状

(1) 社会的自立のための力

社会的養護を受けている子どもが、大学等への進学や社会に出てから自立的生活を形成し、維持していく際に、愛着形成やメンタルヘルス等の課題により、対人関係でつまづくなど、社会的自立のための力が十分に備わっていないことがあります。

(2) 退所前の支援（リービングケア）や退所後の支援（アフターケア）

今回、計画策定にあたり実施したヒアリングを通じて、社会的養護のもとで育った若者からは、小さい時からもっと社会経験ができていればといった意見や、社会に出て困った時に、気軽に相談できる環境づくりが必要といった意見があるなど、必ずしも子どものニーズや希望に沿ったリービングケアやアフターケアが行えていない現状があります。

また、障害のある子どもが、地域の中で暮らすための支援も十分とは言えません。

(3) 進学や就職の状況

大学や短大等へ進学している割合は、2024（令和6）年3月に卒業した県内の高校生等全体で約52%であるのに対し、社会的養護を受けている高校生等は約29%にとどまっています。一方で、就職している割合は、県内の高校生等全体で約18%であるのに対し、社会的養護を受けている高校生等は約46%と高くなっています。

(4) 自立に向けた支援体制

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供するとともに、生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言を行う社会的養護自立支援拠点を、2024（令和6）年4月1日現在、県内2か所に整備しています。

また、日常生活上の援助や生活指導、就業の支援を受けながら共同生活を送る児童自立生活援助事業所は、県内にⅠ型が7か所、Ⅲ型が2か所設置されています。

2 課 題

(1) 子どもの自立に向けた支援の充実

子どもの希望に沿った選択肢を広げるために、進路、奨学金、就労、資格取得、住居、健康や福祉サービス等、様々な支援の情報を直接子どもに提供するとともに、子どもの育ちに応じ、適切なタイミングで、自立に向けて必要な知識や社会生活スキルを身に付けることができるよう支援する必要があります。

また、児童相談所と養育者が協力し、子どもの意見を聴き、一人ひとりの進路支援計画を作成する必要があります。

(2) 社会的自立に向けた生活場所の確保と継続支援

自立に向けて支援が受けられる安全で温かい生活場所の確保と責任ある大人と

して自らが考え、行動することを助ける継続的な支援が必要です。

また、社会的養護経験者が社会に出て困った時に、気楽に相談できる人や環境が求められています。

(3) 必要な支援の把握

社会的養護を経験した子どもの実態が不明な場合があり、必要な支援の把握が不十分な部分があります。

3 目 標（５年後の目指すべき姿）

- 社会的養護を受けている子どもが、大学等への進学や就職等、希望する進路を選択し、十分な支援を受け、自立に向け必要な知識や社会生活スキルを身に付けることができている。
- 社会的養護を経験した子ども・若者が、自らの希望に沿った適切な支援を受けられるよう、関係機関等が連携し、子どもと一緒に自立を支えている。
- 社会的養護を経験した子ども・若者が、地域の中で、他者とのつながりを感じ、自分らしく幸せに暮らしている。

4 実現に向けた取組

(1) 自立に向けた支援の強化

社会的養護のもとで暮らすことになった時から、将来の自立に向け、計画的に必要な知識や社会生活スキルを習得できるような取組を推進します。

子どもが社会的養護を離れる前には、児童相談所と養育者が協力し、子どもの意見を聴き、一人ひとりの進路支援計画を作成するとともに、奨学金など子どもの選択肢を広げるための支援に関する情報を子どもに提供します。

こうした施設における自立に向けた支援を充実させるため、専門職である自立支援担当職員の配置を推進します。あわせて、関係機関が連携し、子どもが円滑に移行していけるよう支援します。

また、社会に出た後もつながりを持ち、困った時に気軽に相談できるよう、生涯にわたる人間関係づくりを推進します。

(2) 児童自立生活援助事業の実施

自立に向けた中間ステップとしての、自立援助ホームをはじめ里親、ファミリーホーム等における児童自立生活援助事業の実施を支援し、事業所を退所した後も安全で温かい生活場所の確保と維持ができるよう支援します。

(3) 自立支援拠点の整備

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供するとともに、生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言を行う拠点を整備します。

また、整備した拠点については、必要に応じ機能の強化を図っていきます。

(4) 社会的養護を経験した子どもの実態の把握等

里親や施設等、養育を行ってきた機関等と連携し、社会的養護を経験した子どもが置かれている状況等の把握に努めるとともに、適切な支援を受けられるよう支援します。

第5章 計画の進捗状況の確認と計画の見直し、施策推進のための広報

1 計画の進捗状況の確認

毎年度、後掲の指標のほか、国が定めた「評価のための指標」等により自己点検・評価を実施し、その結果を審議会へ報告します。

2 進捗状況を踏まえた計画の見直し

計画期間の中間年を目安として、進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施します。

3 岡山県社会的養育推進計画に基づく各種施策の推進のための広報の実施

社会的養育の必要性の理解が進み、自立する子どもへ支援の輪が広がるよう、県民に向けた広報を積極的に実施します。

○前計画の達成見込み及び要因分析

※2024年度の実績は見込み

指 標		(現状値)					(中期末)	(終 期)
		2018	2020	2022	2023	2024	2029	
基本目標① 子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築								
一時保護所入所児童のうち第三者が意見聴取を行った割合 ・小学5年生以上	目 標	-	40	70	-	95	95	
	実 績	9	10	18	16	15		
施設等入所児童のうち第三者が意見聴取を行った割合 ・中学1年生/高校1年生	目 標	-	40	95	-	95	95	
	実 績	0	0	25	13	6		
【達成・未達成の要因分析】								
意見聴取面接のタイミングが合わないことなどの要因により目標を大きく下回っている。								
基本目標② 子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化								
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	目 標	-	8	25	-	25	25	
	実 績	2	6	22	23	-		
子育て世代包括支援センター設置市町村数	目 標	-	25	25	-	25	25	
	実 績	17	24	26	27	-		
【達成・未達成の要因分析】								
子育て世代包括支援センターについては全市町村で設置され目標を達成したものの、子ども家庭総合支援拠点については小規模市町村で設置が進まず、目標に届いていない。 ※児童福祉法の改正により令和6年4月からは子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされた。								
基本目標③ 里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築								
3歳未満里親等委託率	目 標	-	45	60	-	75	75	
	実 績	38	29	50	46	48		
就学前里親等委託率	目 標	-	36	49	-	62	75	
	実 績	31	36	43	42	43		
学童期以降12歳未満里親等委託率	目 標	-	23	29	-	35	50	
	実 績	20	29	31	36	33		
里親等委託率	目 標	-	28	34	-	40	47	
	実 績	24	26	31	33	33		
【達成・未達成の要因分析】								
支援を必要とする子どもの状況や思いと、受入側の事情や考えを丁寧につなぐことの難しさがあり、3歳未満や就学前の子どもについては、大きく目標を下回っている。								

※2024年度の実績は見込み

指 標		(現状値)	2018	2020	2022	2023	(中期末)	(終 期)
							2024	2029
基本目標④ 乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化								
施設での養育が必要な子ども数	目 標	-	359	321	-	282	235	
	実 績	380	-	-	-	-		
うち小規模かつ地域分散化されたグループへの入所児童数	目 標	-	66	84	-	114	192	
	実 績	42	54	84	69	75		
小規模かつ地域分散化されたグループ数	目 標	-	11	14	-	19	32	
	実 績	7	9	14	12	13		
【達成・未達成の要因分析】								
児童養護施設における小規模化や地域分散化は、計画に沿って設置が進められてきたが、施設職員の人材確保や配置等に課題があり、伸び悩んでいる状況である。								
基本目標⑤ 子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化								
児童家庭支援センター設置数	目 標	-	2	3	-	4	4	
	実 績	2	2	3	3	3		
【達成・未達成の要因分析】								
児童家庭支援センターは地域・家庭からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるなど、高い運営能力が求められるが、運営を担う法人の人材や財政面などで課題があることから、進んでいない状況である。								
基本目標⑥ 子どもが永続的に安定した養育環境（養子縁組等）で育つ支援体制の充実								
児童相談所が関与する養子縁組成立数	目 標	-	3	9	-	15	15	
	実 績	1	3	2	4	1		
【達成・未達成の要因分析】								
養子縁組を希望する方や支援者からの相談自体が少ないこと、養子縁組に対する実親の同意が得られないケースがあることなどの要因で伸び悩んでいる状況である。								
基本目標⑦ 社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進								
自立援助ホーム実施か所数	目 標	-	5	7	-	8	8	
	実 績	4	5	7	7	9		
【達成・未達成の要因分析】								
計画に沿って設置が進められている。								

○指標（現状と年度ごとの目標）

指 標			県・市	2023 (現状)	2025	2026	2027	2028	2029
基本目標① 子どもの「意見を聴かれる権利」を保障し、参加を実現するシステムの構築									
1	社会的養護に関わる関係職員及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	実施回数	県	4	5	5	5	5	5
			市	5	5	5	5	5	5
			計	9	10	10	10	10	10
2	意見表明等支援事業の利用希望を確認した子どもの割合	割合	県	－	35	45	55	65	75
			市	－	75	75	75	75	75
			計	－	－	－	－	－	－
基本目標② 子どもと家族を見守り、支える地域づくりを推進する市町村の体制強化									
1	こども家庭センターの設置数	設置数	県	－	12	15	18	21	24
			市	－	6	6	6	6	6
			計	－	18	21	24	27	30
2	こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修を受講した市町村数	市町村数	県	17	19	21	23	25	26
			市	1	1	1	1	1	1
			計	18	20	22	24	26	27
3	市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	－	県	市町村が第三期市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた数の合計値					
			市						
			計						
4	子育て短期支援事業を里親・ファミリーホームに委託している市町村数	市町村数	県	2	4	6	8	10	12
			市	0	0	1	1	1	1
			計	2	4	7	9	11	13
5	児童家庭支援センターの設置数	設置数	県	2	2	2	2	3	3
			市	1	1	1	1	1	1
			計	3	3	3	3	4	4
6	児童相談所からの在宅指導措置委託件数	件数	県	3	8	10	12	14	16
			市	10	13	13	13	13	13
			計	13	21	23	25	27	29
7	児童家庭支援センターへ家庭支援事業を委託している市町村数	市町村数	県	1	2	3	4	5	6
			市	1	1	1	1	1	1
			計	2	3	4	5	6	7
8	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	事業所数	県	0	0	0	0	1	1
			市	0	0	1	1	1	2
			計	0	0	1	1	2	3
9	特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数	実施回数	県	1	1	1	1	1	1
			市	1	2	2	2	2	2
			計	2	3	3	3	3	3
基本目標③ 子どもの権利を守るためのソーシャルワークの中核を担う児童相談所の機能強化									
1	市町村支援児童福祉司の配置数	配置数	県	1	1	2	2	3	3
			市	1	1	1	1	1	1
			計	2	2	3	3	4	4

指 標			県・市	2023 (現状)	2025	2026	2027	2028	2029
2	里親養育支援児童福祉司の配置数	配置数	県	3	3	4	4	5	6
			市	1	1	1	1	1	1
			計	4	4	5	5	6	7
3	こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員におけるこども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数	受講者数	県	－	1	1	1	1	1
			市	－	1	1	1	1	1
			計	0	2	2	2	2	2
4	第三者評価を実施している児童相談所数（累計）	児童相談所数	県	0	0	1	2	3	3
			市	1	1	1	1	1	1
			計	1	1	2	3	4	4
5	第三者評価を実施している一時保護施設数（累計）	施設数	県	0	2	2	2	2	2
			市	1	1	1	1	1	1
			計	1	3	3	3	3	3
6	委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	里親	県	180	190	198	206	213	221
			市	123	138	158	178	200	216
			計	303	328	356	384	413	437
		ファミリーホーム	県	5	6	7	7	8	8
			市	2	2	2	2	2	2
			計	7	8	9	9	10	10
		児童福祉施設等	県	7	7	7	7	7	7
			市	7	7	7	7	7	7
			計	14	14	14	14	14	14
7	一時保護施設職員に対する研修の実施回数、研修を受講した一時保護施設職員の割合	実施回数	県	1	1	1	1	1	1
			市	9	12	12	12	12	12
			計	10	13	13	13	13	13
		割合	県	60	100	100	100	100	100
			市	100	100	100	100	100	100
			計	－	－	－	－	－	－
8	親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	件数	県	70	74	77	79	82	84
			市	64	64	64	64	64	64
			計	134	138	141	143	146	148
9	親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、研修を受講した児童相談所職員（一時保護施設職員は除く）の割合	実施回数	県	1	1	1	1	1	1
			市	1	1	1	1	1	1
			計	2	2	2	2	2	2
		割合	県	80	100	100	100	100	100
			市	100	100	100	100	100	100
			計	－	－	－	－	－	－
基本目標④ 子どもが永続的に安定した養育環境で育つ支援体制の充実									
1	養子縁組里親への特別養子縁組に関する研修の実施回数、受講した養子縁組里親の割合	実施回数	県	0	1	1	1	1	1
			市	0	2	2	2	2	2
			計	0	3	3	3	3	3
		割合	県	0	30	40	50	60	70
			市	0	20	20	20	20	20
			計	－	－	－	－	－	－

指 標			県・市	2023 (現状)	2025	2026	2027	2028	2029
2	特別養子縁組等に関する研修の実施回数、研修を受講した児童相談所里親担当職員の割合	実施回数	県	0	1	1	1	1	1
			市	0	2	2	2	2	2
			計	0	3	3	3	3	3
		割合	県	0	100	100	100	100	100
			市	0	100	100	100	100	100
			計	-	-	-	-	-	-
基本目標⑤ 里親と支援機関がチームとなり、子どもの生活を支える体制の構築									
1	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満委託率	県	61	68	72	71	75	75
			市	20	41	48	59	69	75
			計	46	54	59	64	72	75
		3歳以上就学前委託率	県	53	63	69	72	75	75
			市	31	48	55	61	69	75
			計	42	55	62	66	72	75
		学童期以降委託率	県	40	43	45	47	49	50
			市	21	30	35	40	45	50
			計	31	37	40	44	47	50
		登録率	県	139	157	165	167	173	174
			市	105	138	159	181	198	228
			計	-	-	-	-	-	-
		稼働率	県	32	32	32	32	32	33
			市	24	25	25	25	25	25
			計	-	-	-	-	-	-
2	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	養育里親登録数	県	156	162	168	174	180	186
			市	107	120	137	154	174	187
			計	263	282	305	328	354	373
		専門里親登録数	県	11	13	14	15	16	17
			市	4	5	6	7	8	9
			計	15	18	20	22	24	26
		養子縁組里親登録数	県	41	43	44	45	46	47
			市	53	60	68	77	87	93
			計	94	103	112	122	133	140
3	ファミリーホーム数	ファミリーホーム数	県	5	6	7	7	8	8
			市	2	2	2	2	2	2
			計	7	8	9	9	10	10
4	里親支援センターの設置数	設置数	県	0	0	1	1	1	1
			市	0	0	0	0	1	1
			計	0	0	1	1	2	2
5	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、研修を受講した登録里親（養子縁組里親除く）の割合	実施回数	県	3	3	4	4	4	4
			市	2	3	3	3	3	3
			計	5	6	7	7	7	7
		割合	県	31	40	45	50	55	60
			市	40	60	60	60	60	60
			計	-	-	-	-	-	-

指 標			県・市	2023 (現状)	2025	2026	2027	2028	2029
基本目標⑥ 乳児院及び児童養護施設等における質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化									
1	小規模かつ地域分散化したグループ数、入所児童数	グループ数	県	7	8	9	9	9	11
			市	5	5	5	5	7	7
			計	12	13	14	14	16	18
		入所児童数	県	40	46	51	51	51	63
			市	29	29	29	29	41	41
			計	69	75	80	80	92	104
2	養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	施設数	県	6	6	6	7	7	7
			市	6	6	6	6	6	6
			計	12	12	12	13	13	13
		職員数	県	8	9	10	11	12	13
			市	8	8	8	9	10	11
			計	16	17	18	20	22	24
3	養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	施設数	県	0	0	0	0	0	1
			市	1	1	1	1	1	1
			計	1	1	1	1	1	2
4	一時保護専用施設の整備施設数	施設数	県	0	1	1	1	1	2
			市	0	0	0	0	0	0
			計	0	1	1	1	1	2
5	里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数	施設数	県	0	0	0	0	0	1
			市	0	0	0	1	1	1
			計	0	0	0	1	1	2
6	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	施設数	県	－	0	0	0	0	0
			市	－	0	0	0	0	1
			計	－	0	0	0	0	1
7	市町村の子育て短期支援事業を委託されている施設数	施設数	県	6	6	6	6	6	6
			市	6	6	6	6	6	6
			計	12	12	12	12	12	12
基本目標⑦ 社会的養護を受けている子どもが社会に出てからも、自立的生活を送る力が発揮できるための自立支援の推進									
1	児童自立生活援助事業の実施箇所数 Ⅰ型…自立援助ホーム Ⅱ型…児童養護施設等 Ⅲ型…里親、ファミリーホーム	Ⅰ型箇所数	県	4	4	4	4	4	5
			市	3	5	5	5	5	5
			計	7	9	9	9	9	10
		Ⅱ型箇所数	県	－	2	3	3	3	3
			市	－	0	0	0	0	0
			計	－	2	3	3	3	3
		Ⅲ型箇所数	県	－	4	6	6	6	6
			市	－	1	1	1	1	1
			計	－	5	7	7	7	7
2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	箇所数	県	－	2	2	2	2	2
			市	－	1	1	1	1	1
			計	－	3	3	3	3	3

岡山県社会的養育推進計画（2025（令和7）年3月改定）

2025（令和7）年3月 発行

発行者 岡山県

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4－6

子ども・福祉部子ども家庭課 児童福祉班

電話 (086)226-7911

FAX (086)234-5770

E-mail: kodomokatei@pref.okayama.lg.jp